

改正前	改正後
<p>16 仮想通貨交換業者関係</p> <p>I 総則</p> <p>I-1 仮想通貨の範囲等</p> <p>I-1-1 仮想通貨の範囲及び該当性の判断基準</p> <p>I-1-2 仮想通貨交換業の該当性及び取り扱う仮想通貨の適切性の判断基準</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>II 仮想通貨交換業者の監督上の着眼点</p> <p>II-1 経営管理等</p> <p>II-1-1 意義</p> <p>II-1-2 主な着眼点</p> <p>II-2 業務の適切性等</p> <p>II-2-1 法令等遵守</p> <p>II-2-1-1 法令等遵守（コンプライアンス）態勢等</p> <p>II-2-1-1-1 意義</p> <p>II-2-1-1-2 主な着眼点</p> <p>II-2-1-2 取引時確認等の措置</p> <p>II-2-1-2-1 意義</p> <p>II-2-1-2-2 主な着眼点</p> <p>II-2-1-3 反社会的勢力による被害の防止</p> <p>II-2-1-3-1 意義</p> <p>II-2-1-3-2 主な着眼点</p> <p>II-2-1-4 不祥事件に対する監督上の対応</p> <p>II-2-1-4-1 意義</p> <p>II-2-1-4-2 主な着眼点</p> <p>II-2-2 利用者保護のための情報提供・相談機能等</p> <p>II-2-2-1 利用者保護措置</p> <p>II-2-2-1-1 意義</p> <p>II-2-2-1-2 主な着眼点</p> <p>II-2-2-2 利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理</p> <p>II-2-2-2-1 意義</p> <p>II-2-2-2-2 主な着眼点</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>II-2-2-3 帳簿書類</p>	<p>16 仮想通貨交換業者関係</p> <p>I 総則</p> <p>I-1 仮想通貨の範囲等</p> <p>I-1-1 仮想通貨の範囲及び該当性の判断基準</p> <p>I-1-2 仮想通貨交換業の該当性及び取り扱う仮想通貨の適切性の判断基準</p> <p><u>I-1-2-1 意義</u></p> <p><u>I-1-2-2 仮想通貨交換業の該当性の判断基準</u></p> <p><u>I-1-2-3 取り扱う仮想通貨の適切性の判断基準</u></p> <p>II 仮想通貨交換業者の監督上の着眼点</p> <p>II-1 経営管理等</p> <p>II-1-1 意義</p> <p>II-1-2 主な着眼点</p> <p>II-2 業務の適切性等</p> <p>II-2-1 法令等遵守</p> <p>II-2-1-1 法令等遵守（コンプライアンス）態勢等</p> <p>II-2-1-1-1 意義</p> <p>II-2-1-1-2 主な着眼点</p> <p>II-2-1-2 取引時確認等の措置</p> <p>II-2-1-2-1 意義</p> <p>II-2-1-2-2 主な着眼点</p> <p>II-2-1-3 反社会的勢力による被害の防止</p> <p>II-2-1-3-1 意義</p> <p>II-2-1-3-2 主な着眼点</p> <p>II-2-1-4 不祥事件に対する監督上の対応</p> <p>II-2-1-4-1 意義</p> <p>II-2-1-4-2 主な着眼点</p> <p>II-2-2 利用者保護のための情報提供・相談機能等</p> <p>II-2-2-1 利用者保護措置</p> <p>II-2-2-1-1 意義</p> <p>II-2-2-1-2 主な着眼点</p> <p>II-2-2-2 利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理</p> <p>II-2-2-2-1 意義</p> <p>II-2-2-2-2 主な着眼点</p> <p><u>II-2-2-3 仮想通貨の流出リスクへの対応</u></p> <p><u>II-2-2-3-1 意義</u></p> <p><u>II-2-2-3-2 主な着眼点</u></p> <p>II-2-2-4 帳簿書類</p>

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> II-2-2-3-1 意義 II-2-2-3-2 主な着眼点 II-2-2-4 利用者に関する情報管理態勢 II-2-2-4-1 意義 II-2-2-4-2 主な着眼点 II-2-2-5 苦情等への対処（金融ADR制度への対応も含む） II-2-2-5-1 意義 II-2-2-5-2 主な着眼点 II-2-2-5-3 金融ADR制度への対応 II-2-2-5-4 利用者に対する情報提供 <p><u>（新設）</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> II-2-2-4-1 意義 II-2-2-4-2 主な着眼点 II-2-2-5 利用者に関する情報管理態勢 II-2-2-5-1 意義 II-2-2-5-2 主な着眼点 II-2-2-6 苦情等への対処（金融ADR制度への対応も含む） II-2-2-6-1 意義 II-2-2-6-2 主な着眼点 II-2-2-6-3 金融ADR制度への対応 II-2-2-6-4 利用者に対する情報提供 <p><u>II-2-2-7 ICOへの対応</u></p> <p><u>II-2-2-7-1 意義</u></p> <p><u>II-2-2-7-2 主な着眼点</u></p>
<ul style="list-style-type: none"> II-2-3 事務運営 II-2-3-1 システムリスク管理 II-2-3-1-1 意義 II-2-3-1-2 主な着眼点 II-2-3-1-3 システム障害等が発生した場合の対応 <p><u>（新設）</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> II-2-3 事務運営 II-2-3-1 システムリスク管理 II-2-3-1-1 意義 II-2-3-1-2 主な着眼点 II-2-3-1-3 システム障害等が発生した場合の対応 II-2-3-1-4 システムの更新・統合時等の対応
<ul style="list-style-type: none"> II-2-3-2 事務リスク管理 II-2-3-2-1 意義 II-2-3-2-2 主な着眼点 II-2-3-3 外部委託 II-2-3-3-1 意義 II-2-3-3-2 主な着眼点 II-2-4 障害者への対応 II-2-4-1 意義 II-2-4-2 主な着眼点 	<ul style="list-style-type: none"> II-2-3-2 事務リスク管理 II-2-3-2-1 意義 II-2-3-2-2 主な着眼点 II-2-3-3 外部委託 II-2-3-3-1 意義 II-2-3-3-2 主な着眼点 II-2-4 障害者への対応 II-2-4-1 意義 II-2-4-2 主な着眼点
<ul style="list-style-type: none"> II-3 監督手法・対応 II-4 外国仮想通貨交換業者に対する基本的考え方 II-4-1 外国仮想通貨交換業者の勧誘の禁止 II-4-2 外国仮想通貨交換業者によるインターネット等を利用したクロスボーダー取引 	<ul style="list-style-type: none"> II-3 監督手法・対応 II-4 外国仮想通貨交換業者に対する基本的考え方 II-4-1 外国仮想通貨交換業者の勧誘の禁止 II-4-2 外国仮想通貨交換業者によるインターネット等を利用したクロスボーダー取引
<ul style="list-style-type: none"> III 仮想通貨交換業者の監督に係る事務処理上の留意点 III-1 一般的な事務処理等 III-1-1 仮想通貨交換業者に対するヒアリング III-1-2 オフサイト・モニタリング 	<ul style="list-style-type: none"> III 仮想通貨交換業者の監督に係る事務処理上の留意点 III-1 一般的な事務処理等 III-1-1 仮想通貨交換業者に対するヒアリング III-1-2 オフサイト・モニタリング

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> Ⅲ-1-3 苦情対応等 Ⅲ-1-4 無登録業者への対応 Ⅲ-1-5 監督部局間の連携 Ⅲ-1-6 検査部局との連携 Ⅲ-1-7 認定資金決済事業者協会との連携等 Ⅲ-1-8 内部委任 Ⅲ-2 諸手続 <ul style="list-style-type: none"> Ⅲ-2-1 登録の申請、届出書の受理等 Ⅲ-2-2 法第63条の14に基づく報告書について Ⅲ-2-3 廃止等の取扱い Ⅲ-2-4 仮想通貨交換業者が提出する報告書における記載上の留意点 Ⅲ-3 行政処分を行う際の留意点 Ⅲ-4 行政手続法等との関係等 Ⅲ-5 意見交換制度 Ⅲ-6 営業所の所在の確知 Ⅲ-7 関係当局・海外監督当局等への連絡 Ⅲ-8 不利益処分の公表に関する考え方 Ⅲ-9 行政処分の連絡 	<ul style="list-style-type: none"> Ⅲ-1-3 苦情対応等 Ⅲ-1-4 無登録業者への対応 Ⅲ-1-5 監督部局間の連携 Ⅲ-1-6 検査部局との連携 Ⅲ-1-7 認定資金決済事業者協会との連携等 Ⅲ-1-8 内部委任 Ⅲ-2 諸手続 <ul style="list-style-type: none"> Ⅲ-2-1 登録の申請、届出書の受理等 Ⅲ-2-2 法第63条の14に基づく報告書について Ⅲ-2-3 廃止等の取扱い Ⅲ-2-4 仮想通貨交換業者が提出する報告書における記載上の留意点 Ⅲ-3 行政処分を行う際の留意点 Ⅲ-4 行政手続法等との関係等 Ⅲ-5 意見交換制度 Ⅲ-6 営業所の所在の確知 Ⅲ-7 関係当局・海外監督当局等との連携 Ⅲ-8 不利益処分の公表に関する考え方 Ⅲ-9 行政処分の連絡
<p>I 総則</p> <p>I-1 仮想通貨の範囲等</p> <p>I-1-1 仮想通貨の範囲及び該当性の判断基準</p> <p>当局は、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号。以下「法」という。）第2条第5項に規定する仮想通貨の該当性について照会等があった場合には、以下の点に留意しつつ、同項各号に規定する仮想通貨の定義に照らして判断するものとする。</p> <p>なお、情報通信技術は急速に進展しており、日々、変化することから、仮想通貨の該当性等については、その利用形態等に応じ、最終的には個別具体的に判断することに留意する。</p> <p>① 法第2条第5項第1号に規定する仮想通貨（以下「1号仮想通貨」という。）の該当性に関して、「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる」ことを判断するに当たり、例えば、「発行者と店舗等との間の契約等により、代価の弁済のために仮想通貨</p>	<p>I 総則</p> <p>I-1 仮想通貨の範囲等</p> <p>I-1-1 仮想通貨の範囲及び該当性の判断基準</p> <p>当局は、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号。以下「法」という。）第2条第5項に規定する仮想通貨の該当性について照会等があった場合には、以下の点に留意しつつ、同項各号に規定する仮想通貨の定義に照らして判断するものとする。</p> <p>なお、情報通信技術は急速に進展しており、日々、変化することから、仮想通貨の該当性等については、その利用形態等に応じ、最終的には個別具体的に判断することに留意する。</p> <p>① 法第2条第5項第1号に規定する仮想通貨（以下「1号仮想通貨」という。）の該当性に関して、「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる」ことを判断するに当たり、例えば、「<u>ブロックチェーン等のネットワークを通じて不特定の者の間で移転</u></p>

改正前

を使用可能な店舗等が限定されていないか」、「発行者が使用可能な店舗等を管理していないか」等について、申請者から詳細な説明を求めることとする。

- ② 1号仮想通貨の該当性に関して、「不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる」ことを判断するに当たり、例えば、「発行者による制限なく、本邦通貨又は外国通貨との交換を行うことができるか」、「本邦通貨又は外国通貨との交換市場が存在するか」等について、申請者から詳細な説明を求めることとする。

(注) (略)

- ③ 法第2条第5項第2号に規定する仮想通貨の該当性に関して、「不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる」ことを判断するに当たり、例えば、「発行者による制限なく、1号仮想通貨との交換を行うことができるか」、「1号仮想通貨との交換市場が存在するか」等について、申請者から詳細な説明を求めることとする。

(新設)

改正後

可能な仕組みを有しているか」、「発行者と店舗等との間の契約等により、代価の弁済のために仮想通貨を使用可能な店舗等が限定されていないか」、「発行者が使用可能な店舗等を管理していないか」等について、申請者から詳細な説明を求めることとする。

- ② 1号仮想通貨の該当性に関して、「不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる」ことを判断するに当たり、例えば、「ブロックチェーン等のネットワークを通じて不特定の者の間で移転可能な仕組みを有しているか」、「発行者による制限なく、本邦通貨又は外国通貨との交換を行うことができるか」、「本邦通貨又は外国通貨との交換市場が存在するか」等について、申請者から詳細な説明を求めることとする。

(注) (略)

- ③ 法第2条第5項第2号に規定する仮想通貨の該当性に関して、「不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる」ことを判断するに当たり、例えば、「ブロックチェーン等のネットワークを通じて不特定の者の間で移転可能な仕組みを有しているか」、「発行者による制限なく、1号仮想通貨との交換を行うことができるか」、「1号仮想通貨との交換市場が存在するか」、「1号仮想通貨を用いて購入又は売却できる商品・権利等にとどまらず、当該仮想通貨と同等の経済的機能を有するか」等について、申請者から詳細な説明を求めることとする。

- ④ 法第2条第6項に規定する通貨建資産の該当性に関して、「本邦通貨若しくは外国通貨をもって債務の履行、払戻しその他これらに準ずるもの」であることを判断するに当たり、「発行者及びその関係者（以下「発行者等」という。）と利用者との間の契約等により、発行者等が当該利用者に対して法定通貨をもって払い戻す等の義務を負っているか」等について、申請者から詳細な説明を求めることとする。

(注) 通貨建資産に該当する場合には、法第2条第5項に規定する仮想通貨には該当しないものの、当該資産の内容やその事業者が行う取引内容によっては、前払式支払手段や為替取引その他法令上の規定に該当する可能性がある点に留意する。

改正前	改正後
<p>I-1-2 仮想通貨交換業の該当性及び取り扱う仮想通貨の適切性の判断基準 (新設)</p> <p>情報通信技術は急速に進展しており、日々、様々な仮想通貨が出現することが想定される。また、仮想通貨交換業に係る取引（法第2条第7項各号に規定する行為に係る取引をいう。以下同じ。）の形態についても、様々な態様が考えられる。このため、取り扱おうとするものが仮想通貨に該当し、又は当該仮想通貨の取扱いが仮想通貨交換業に係る取引に形式的に該当するとしても、利用者保護ないし公益性の観点から、仮想通貨交換業者が取り扱うことが必ずしも適切でないものもあり得る。</p> <p>したがって、当局は、仮想通貨交換業に係る取引の適切性及び取り扱う仮想通貨の適切性等について、申請者に対して詳細に説明を求めるとともに、認定資金決済事業者協会の公表する情報等を参考としつつ、登録の申請の審査等を実施するものとする。</p> <p>なお、仮想通貨を用いた先物取引等の取引においては、決済時に取引の目的となっている仮想通貨の現物の受渡を行う取引と、当該取引の目的となっている仮想通貨の現物の受渡を行わず、反対売買等を行うことにより、金銭又は当該取引において決済手段とされている仮想通貨の授受のみによって決済することができる取引（以下「差金決済取引」という。）が存在する。これらの取引のうち、差金決済取引については、法の適用を受ける「仮想通貨の交換等」には該当しない。このため、法の適用を受ける取引かどうかについては、個別具体的に取引の内容を確認する必要がある。</p> <p>(注1) 法第2条第7項に規定する「業として行うこと」とは、「対公衆性」のある行為で「反復継続性」をもって行うことをいうものと解されるが、具体的な行為が「対公衆性」や「反復継続性」を有するものであるか否かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断するべきである。なお、「対公衆性」や「反復継続性」については、現実に「対公衆性」のある行為が反復継続して行われている場合のみならず、「対公衆性」や</p>	<p>I-1-2 仮想通貨交換業の該当性及び取り扱う仮想通貨の適切性の判断基準</p> <p>I-1-2-1 意義</p> <p>情報通信技術は急速に進展しており、日々、様々な仮想通貨が出現することが想定される。また、仮想通貨交換業に係る取引（法第2条第7項各号に規定する行為に係る取引をいう。以下同じ。）の形態についても、様々な態様が考えられる。このため、取り扱おうとするものが仮想通貨に該当し、又は当該仮想通貨の取扱いが仮想通貨交換業に係る取引に形式的に該当するとしても、利用者保護ないし公益性の観点から、仮想通貨交換業者が取り扱うことが必ずしも適切でないものもあり得る。</p> <p>したがって、当局は、仮想通貨交換業に係る取引の適切性及び取り扱う仮想通貨の適切性等について、申請者に対して詳細に説明を求めるとともに、認定資金決済事業者協会（以下「協会」という。）の公表する情報等を参考としつつ、登録の申請の審査等を実施するものとする。</p> <p>(I-1-2-2④に一部修正のうえ、移動)</p> <p>(I-1-2-2①に移動)</p>

改正前	改正後
<p>「反復継続性」が想定されている場合等も含まれる点に留意する。</p> <p>(注2) 仮想通貨の交換等を行う者が、金銭の移動を行うことを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行する場合には、為替取引を行っているとして、<u>法第37条に基づく資金移動業者の登録が必要となり得ることに留意する。</u></p> <p>(注3) <u>取り扱う仮想通貨の適切性を判断するに当たり、例えば、当該仮想通貨の仕組み、想定される用途、流通状況、プログラムのバグなどの内在するリスク等について、申請者から詳細な説明を求めることとするほか、こうした観点から、利用者からの苦情や、認定資金決済事業者協会の意見等の外部情報も踏まえて判断する。</u></p> <p>(注4) 例えば、新規に発行する仮想通貨の売り出しを行う場合に、発行段階で流動性に欠けるとしても、当該仮想通貨を取り扱うことが適切でないと直ちに判断するのではなく、申請者からの説明や外部情報を十分考慮し、総合的に判断するものとする。</p> <p>(注5) <u>仮想通貨を用いた信用取引等を行うに際して、仮想通貨交換業者が利用者に対する金銭の貸付けを行うときは、当該仮想通貨交換業者は貸金業の登録を受ける必要があることに留意する。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(I-1-2 (注1) から移動)</u></p>	<p><u>(I-1-2-2③に一部修正のうえ、移動)</u></p> <p><u>(I-1-2-3に一部修正のうえ、移動)</u></p> <p><u>(I-1-2-3 (注2) に移動)</u></p> <p><u>(I-1-2-2⑤に一部修正のうえ、移動)</u></p> <p><u>I-1-2-2 仮想通貨交換業の該当性の判断基準</u></p> <p><u>当局は、法第2条第7項に規定する仮想通貨交換業の該当性について照会等があった場合には、以下の点に留意しつつ、同項各号に規定する仮想通貨交換業の定義に照らして判断するものとする。</u></p> <p>① 法第2条第7項に規定する「業として行うこと」とは、「対公衆性」のある行為で「反復継続性」をもって行うことをいうものと解されるが、具体的な行為が「対公衆性」や「反復継続性」を有するものであるか否かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断するべきである。なお、「対公衆性」や「反復継続性」については、現実に「対公衆性」のある行為が反復継続して行われている場合のみならず、「対公衆性」や「反復継続性」が想定されてい</p>

改正前

改正後

(新設)

る場合等も含まれる点に留意する。
② 仮想通貨の売買又は他の仮想通貨との交換を内容とする契約に係る以下の各行為を第三者のために行う場合は、原則として、資金決済法第2条第7項第2号に規定する「前号に掲げる行為の媒介」(以下「仮想通貨の取引の媒介」という。)に該当する。

イ. 契約の締結の勧誘

ロ. 契約の締結の勧誘を目的とした商品説明

ハ. 契約の締結に向けた条件交渉

(注1) 媒介に当たるか否かは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断する必要があるが、例えば、インターネット上の表示等を用いる場合でも、当該表示等を用いた上で特定の者に対して第三者との契約締結に向けた誘引行為を行っている」と評価できる場合には、当該インターネット上の表示等を含めた一連の行為が媒介に当たり得ることに留意するものとする。

(注2) ただし、仮想通貨の売買又は他の仮想通貨との交換に関して以下の各行為の事務処理の一部のみを行うに過ぎない場合は、仮想通貨の取引の媒介に至らない行為といえる場合もある。

・ 商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布・交付(電磁的方法によるものを含む。)。ただし、単なる配布又は交付を超えて、配布又は交付する書類の記載方法等の説明まで行う場合には仮想通貨の取引の媒介に当たることがあり得る。

・ 契約申込書及びその添付書類等の受領・回収。ただし、契約申込書の単なる受領・回収又は契約申込書の誤記・記載漏れ・必要書類の添付漏れの指摘を超えて、契約申込書の記載内容の確認等まで行う場合には、仮想通貨の取引の媒介に当たることがあり得る。

・ セミナー等における一般的な仮想通貨の仕組み・活用法等についての説明。

③ 仮想通貨の交換等を行う者が、金銭の移動を行うことを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行する場合には、為替取引を行っているとして、法第37条に基づく

(I-1-2 (注2) から一部修正のうえ、移動)

改正前	改正後
<p><u>(I-1-2 なお書きから一部修正のうえ、移動)</u></p>	<p>資金移動業者の登録が必要となり得る。</p> <p>④ 仮想通貨を用いた先物取引等の取引においては、決済時に取引の目的となっている仮想通貨の現物の受渡しを行う取引と、当該取引の目的となっている仮想通貨の現物の受渡しを行わず、反対売買等を行うことにより、金銭又は当該取引において決済手段とされている仮想通貨の授受のみによって決済することができる取引(以下「差金決済取引」という。)が存在する。これらの取引のうち、差金決済取引については、法の適用を受ける「仮想通貨の交換等」には該当しない。このため、法の適用を受ける取引かどうかについては、個別具体的に取引の内容を確認する必要がある。</p>
<p><u>(I-1-2 (注5) から一部修正のうえ、移動)</u></p>	<p>⑤ 仮想通貨を用いた信用取引等を行うに際して、仮想通貨交換業者が利用者に対する金銭の貸付けを行うときは、当該仮想通貨交換業者は貸金業の登録を受ける必要がある。</p>
<p><u>(I-1-2 (注3) から移動)</u></p>	<p><u>I-1-2-3 取り扱う仮想通貨の適切性の判断基準</u></p> <p><u>当局は、登録の申請の審査や仮想通貨交換業者が取り扱う仮想通貨の適切性の判断に当たっては、取り扱う仮想通貨の仕組み（発行者、管理者その他の関係者や当該仮想通貨と密接に関連するプロジェクトの内容等を含む。）、想定される用途、流通状況及び当該仮想通貨に使用される技術のほか、当該仮想通貨を取り扱うにあたっての社内態勢の確保の状況等を踏まえ、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスク、システムリスク等をはじめとする、当該仮想通貨の取扱いにより生じ得るリスクの内容について、申請者や仮想通貨交換業者から詳細な説明を求めるとするほか、利用者からの苦情や、協会の意見等の外部情報も踏まえ、利用者保護及び業務の適正かつ確実な遂行の確保の観点から、仮想通貨交換業者が取り扱うことが適切かを判断するものとする。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(注1) 特に、日本仮想通貨交換業協会自主規制規則「仮想通貨の取扱いに関する規則」において、①法令又は公序良俗に違反する方法で利用されるおそれが高い仮想通貨、②犯罪に利用されるおそれが高い仮想通貨、③テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるおそれが高い仮想通貨については、その</u></p>

改正前	改正後
<p>(I-1-2 (注4) から移動)</p>	<p><u>取扱いの適否を慎重に判断しなければならないとされていることに留意する。また、同規則において、仮想通貨の特性及び仮想通貨交換業者の態勢に鑑み、以下のいずれかに該当する仮想通貨の取扱いを禁止するとともに、移転記録の追跡が著しく困難である仮想通貨については、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクが高く、適切な監査が実施できないおそれがあることから、これら問題が解決されない限り、取り扱ってはならないとされていることに留意する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>移転・保有記録の更新・保持に重大な支障・懸念が認められるもの</u> ・ <u>公認会計士又は監査法人による適切な監査が困難なもの</u> ・ <u>システム上その他安全な保管及び出納が困難なもの</u> ・ <u>上記のほか、資金決済法上の義務の適正かつ確実な履行が困難なもの</u> <p>(注2) 例えば、新規に発行する仮想通貨の売り出しを行う場合に、発行段階で流動性に欠けるとしても、当該仮想通貨を取り扱うことが適切でないと直ちに判断するのではなく、申請者からの説明や外部情報を十分考慮し、総合的に判断するものとする。</p>
<p>II 仮想通貨交換業者の監督上の着眼点</p> <p>II-1 経営管理等</p> <p>II-1-1 意義</p> <p><u>仮想通貨交換業に係る取引が、決済手段の1つとなりつつあることに鑑み、利用者の金銭・仮想通貨の分別管理等、利用者保護のための措置が適切に行われる必要がある。</u></p> <p>また、業務運営態勢の維持・向上に当たっては、経営に対する規律付けが有効に機能し、適切な経営管理が行われることが重要である。</p> <p>仮想通貨交換業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。なお、監督に当たっては、仮想通貨交換業者の自主性を尊</p>	<p>II 仮想通貨交換業者の監督上の着眼点</p> <p>II-1 経営管理等</p> <p>II-1-1 意義</p> <p><u>仮想通貨交換業者が、その業務の性質上、利用者の財産を管理することや、仮想通貨がテロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクが高いことなどに鑑み、利用者の金銭・仮想通貨の分別管理等、利用者保護のための措置やテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策が適切に行われる必要がある。</u></p> <p>また、業務運営態勢の維持・向上に当たっては、経営に対する規律付けが有効に機能し、適切な経営管理が行われることが重要である。</p> <p>仮想通貨交換業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。なお、監督に当たっては、<u>仮想通貨交換業を取り巻く環境</u></p>

改正前	改正後
<p>重するとともに、仮想通貨交換業者に対しては專業規定がなく、業態や規模等が多岐に亘っていることに留意し、当該仮想通貨交換業者の実態を踏まえて対応する必要がある。</p> <p>II-1-2 主な着眼点 <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>① 経営陣は、仮想通貨交換業者に関する内閣府令（平成 29 年内閣府令第 7 号。以下「内閣府令」という。）第 9 条に規定する財産的基礎を遵守するだけでなく、業容や特性に応じた財産的基礎を確保するよう努めているか。</p>	<p><u>の変化を注視しつつ、仮想通貨交換業者の自主性を尊重するとともに、仮想通貨交換業者に対しては專業規定がなく、業態や規模等が多岐に亘っていることに留意し、当該仮想通貨交換業者の業容や特性の変化を含む実態を踏まえて対応する必要がある。</u></p> <p>II-1-2 主な着眼点</p> <p>① <u>経営陣は、仮想通貨交換業者が目指すべき全体像等に基づいた経営方針を明確に定めているか。更に、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、それを組織全体に周知しているか。また、その達成度を定期的に検証し、必要に応じ見直しを行っているか。</u></p> <p>② <u>経営陣は、ビジネスモデル、業務内容、経営規模、海外拠点の設置状況、取り扱う仮想通貨の特性等を勘案の上、業務を行うことにより生じ得る経営上のリスクを特定し、評価することとしているか。また、特定・評価した経営上のリスクへの対応方法に関して、経営計画及び経営管理に反映しているか。</u></p> <p><u>(注) 経営上のリスクの特定・評価に当たっては、各部門（営業部門・内部管理部門・内部監査部門）にて検知された各種リスクの分析（海外拠点を有する場合には、当該海外拠点との関係を踏まえること）を行う態勢が整備されている必要があることに留意する。</u></p> <p>③ <u>取締役は、業務執行にあたる代表取締役等の独断専行を牽制・抑止し、取締役会における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加しているか。</u></p> <p>④ <u>経営陣は、仮想通貨交換業者に関する内閣府令（平成 29 年内閣府令第 7 号。以下「内閣府令」という。）第 9 条に規定する財産的基礎を遵守するだけでなく、業容や特性に応じた財産的基礎を確保するよう努めているか。日本仮想通貨交換業協会自主規制規則「財務管理に関する規則」を踏まえ、ビジネスモデル、業務内容、経営規模、海外拠点の設置状況、取り扱う仮想通貨の特性等に照らし、例えば、市場リスク、取引先リスク、オペレーショナル・リスク（仮想通貨の流出リスクを含む。）、流動性リスクといった財務上のリスクを分析・特定した上で、当該リスクの管理手法を定めるなど、財務上のリスクの管理態勢を構築しているか。</u></p>

改正前	改正後
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>② 経営陣は、業務推進や利益拡大といった業績面のみならず、法令等遵守や適正な業務運営を確保するため、内部管理部門及び内部監査部門の機能強化など、内部管理態勢の確立・整備に関する事項を経営上の最重要課題の一つとして位置付け、その実践のための具体的な方針の策定及び周知徹底について、誠実かつ率先して取り組んでいるか。</p> <p>(注) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 経営陣は、仮想通貨交換業に係る取引に関する内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分に発揮できる態勢を構築しているか。また、内部監査の結果について、改善策を策定・実施するなど適切な措置を講じているか。</p>	<p>(注) 財務上のリスクの管理態勢を検証するに際しては、上記自主規制規則において、当該リスクの把握や管理態勢の整備、財務の健全性を維持・向上するための経営計画の作成・実施等を求めていることに留意する。</p> <p>⑤ 経営陣は、上記自主規制規則を踏まえ、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための内部管理態勢を構築しているか。</p> <p>⑥ 経営陣は、財務諸表監査及び分別管理監査を行うに当たって、業務内容、経営規模、取り扱う仮想通貨の特性等を踏まえ、適切な公認会計士又は監査法人を選定しているか。</p> <p>⑦ 経営陣は、法に基づき、利用者の保護を図り、業務の適正かつ確実な遂行を確保すること等が仮想通貨交換業者に求められることを十分認識し、業務推進や利益拡大といった業績面のみならず、法令等遵守や適正な業務運営を確保するため、内部管理部門及び内部監査部門の機能強化など、内部管理態勢の確立・整備（必要な人的・物的資源の確保を含む。）に関する事項を経営上の最重要課題の一つとして位置付け、その実践のための具体的な方針の策定及び周知徹底について、誠実かつ率先して取り組んでいるか。</p> <p>(注) (略)</p> <p>⑧ 経営陣は、本事務ガイドラインⅠ－１－２－３（取り扱う仮想通貨の適切性の判断基準）及び日本仮想通貨交換業協会自主規制規則「仮想通貨の取扱いに関する規則」を踏まえ、取り扱う仮想通貨に関し、当該仮想通貨の取扱いにより生じ得るリスクを特定・評価し、利用者保護及び業務の適正かつ確実な遂行の確保の観点から、仮想通貨の取扱いの適否を的確に審査（取扱開始後の見直しを含む。）する態勢を整備しているか。</p> <p>⑨ (略)</p> <p>⑩ 経営陣は、仮想通貨交換業に係る取引に関する内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分に発揮できる態勢を構築しているか。また、被監査部門等におけるリスク管理の状況等を踏まえた上で、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認しているか。さらに、内部監査の結果について、改善策を策定・実施するなど適切な措置を</p>

改正前	改正後
<p>⑤ (略) <u>(新設)</u></p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ 内部監査部門は、被監査部門に対して十分なけん制機能が働くよう、被監査部門から独立した実効性のある内部監査が実施できる態勢となっているか。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>講じるとともに、<u>指摘事項の改善状況をフォローアップしているか。</u></p> <p>⑪ (略)</p> <p>⑫ <u>監査役・監査役会は、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。また、監査役・監査役会は付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施しているか。監査役会が組織される場合であっても、各監査役は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。さらに、監査役・監査役会は、外部監査の内容に応じてその結果の報告を受けるなどして、自らの監査の実効性の確保に努めているか。</u></p> <p>⑬ (略)</p> <p>⑭ 内部監査部門は、被監査部門に対して十分なけん制機能が働くよう、被監査部門から独立した実効性のある内部監査が実施できる態勢となっているか。<u>また、外部監査機能及び監査役・監査役会との関係が有効に機能しているか。</u></p> <p>⑮ <u>内部監査部門は、被監査部門におけるリスク管理状況等を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、内部監査計画を立案し、状況に応じて適切に見直すとともに、内部監査計画に基づき効率的・実効性ある内部監査を実施しているか。</u></p> <p>⑯ <u>内部監査部門は、内部監査で指摘した重要な事項について遅滞なく経営陣に報告しているか。内部監査部門は、指摘事項の改善状況を的確に把握しているか。</u></p>
<p>Ⅱ－２ 業務の適切性等</p> <p>Ⅱ－２－１ 法令等遵守</p> <p>Ⅱ－２－１－１ 法令等遵守（コンプライアンス）態勢等</p> <p>Ⅱ－２－１－１－１ 意義 (略)</p>	<p>Ⅱ－２ 業務の適切性等</p> <p>Ⅱ－２－１ 法令等遵守</p> <p>Ⅱ－２－１－１ 法令等遵守（コンプライアンス）態勢等</p> <p>Ⅱ－２－１－１－１ 意義 (略)</p>

改正前	改正後
<p>Ⅱ－２－１－１－２ 主な着眼点</p> <p>① (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>②・③ (略)</p>	<p>Ⅱ－２－１－１－２ 主な着眼点</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>法令等を遵守するために必要な業務運営体制を整備するに際して、必要に応じて協会の定める自主規制規則の内容を参照しているか。例えば、日本仮想通貨交換業協会自主規制規則「従業員等の服務に関する規則」の内容を参照しつつ、業務内容・種別に応じた服務規則その他役職員の禁止行為に係るルール等が策定されているか。</u></p> <p>③・④ (略)</p>
<p>Ⅱ－２－１－２ 取引時確認等の措置</p> <p>Ⅱ－２－１－２－１ 意義</p> <p>(略)</p> <p>Ⅱ－２－１－２－２ 主な着眼点</p> <p>(略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案の上、国籍（例：FATFが公表するマネー・ロンダリング対策に非協力的な国・地域）、外国PEPs該当性、顧客が行っている事業等の顧客の属性や、顧客の属性に照らした取引金額・回数等の取引態様その他の事情を十分考慮すること。また、既存顧客との継続取引や高リスク取引等の取引区分に応じて、適切に確認・判断を行うこと。</p>	<p>Ⅱ－２－１－２ 取引時確認等の措置</p> <p>Ⅱ－２－１－２－１ 意義</p> <p>(略)</p> <p>Ⅱ－２－１－２－２ 主な着眼点</p> <p>(略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案の上、国籍（例：FATFが公表するマネー・ロンダリング対策に非協力的な国・地域）、外国PEPs該当性、顧客が行っている事業等の顧客の属性、顧客の属性に照らした取引金額・回数等の取引態様その他の事情を十分考慮すること。また、既存顧客との継続取引や高リスク取引等の取引区分に応じて、適切に確認・判断を行うこと。</p> <p><u>(注1) 疑わしい取引の届出の検討・判断に当たっては「疑わしい取引の参考事例」(金融庁ホームページ参照)も参考にすること。</u></p> <p><u>(注2) ①の態勢構築に当たりブロックチェーン分析ツールを導入する場合には、②において、顧客が保有するアドレス等を通じて行われたブロックチェーン上の取引の態様も考慮すること。</u></p>

改正前

改正後

(新設)

(4) 仮想通貨の交換等を他の仮想通貨交換業者及び国外の事業者との間で行う場合や、自社が開発したシステムを他の仮想通貨交換業者及び国外の事業者が使用することを許諾する場合には、マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに基づき、以下の態勢が整備されているか。

- ① 当該他の仮想通貨交換業者及び国外の事業者（以下「取引業者等」という。）の顧客基盤、業務内容、テロ資金供与やマネー・ローンダリングを防止するための体制整備の状況及び国外の取引業者については現地における監督当局の当該取引業者に対する監督体制等について情報収集し、取引業者のテロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクを適正に評価すること。さらに、これを定期的に見直すほか、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策に重大な影響を及ぼし得る新たな事象の発生等に際し、必要に応じ、リスク評価を見直すこと。
- ② 統括管理者による承認を含め、取引業者との間の取引に係る契約の締結・継続を適切に審査・判断するなど、適切なリスク低減措置を講じること。
- ③ テロ資金供与やマネー・ローンダリングの防止に関する取引業者との間の責任・役割分担について、文書化する等して明確化すること。

(新設)

(5) 他社との提携によりサービスの提供を行う場合や、仮想通貨交換業に係る業務の一部を委託する場合には、マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに基づき、以下の態勢が整備されているか。なお、当該提携先及び委託先（以下「提携先等」という。）が特定事業者の場合には、上記(4)に掲げる事項を参照のこと。

- ① 提携先等の顧客基盤、業務内容、テロ資金供与やマネー・ローンダリングを防止するための体制整備の状況について情報収集し、提携先等のテロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクを適正に評価すること。さらに、これを定期的に見直すほか、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策に重大な影響を及ぼ

改正前	改正後
<p>(4)~(7) (略)</p>	<p><u>し得る新たな事象の発生等に際し、必要に応じ、リスク評価を見直すこと。</u></p> <p>② <u>提携先等との契約の締結・継続を適切に審査・判断するなど、適切なリスク低減措置を講じること。</u></p> <p>③ <u>提携先等とのテロ資金供与やマネー・ローンダリングの防止に関する責任分担について文書化する等して明確にすること。</u></p> <p>(6)~(9) (略)</p>
<p>Ⅱ-2-1-3 反社会的勢力による被害の防止 Ⅱ-2-1-3-1 意義 (略)</p> <p>Ⅱ-2-1-3-2 主な着眼点 (略)</p> <p>(1) 組織としての対応 反社会的勢力との関係の遮断に組織的に対応する必要性・重要性を踏まえ、担当者や担当部署だけに任せることなく取締役等の経営陣が適切に関与し、組織として対応することとしているか。また、仮想通貨交換業者単体のみならず、仮想通貨交換業における反社会的勢力との関係遮断のため、グループ体となって、反社会的勢力の排除に取り組むこととしているか。さらに、グループ外の他社へ業務を委託することにより仮想通貨交換業に係る取引の提供を行う場合においても、反社会的勢力の排除に取り組むこととしているか。</p> <p>(2)~(7) (略)</p>	<p>Ⅱ-2-1-3 反社会的勢力による被害の防止 Ⅱ-2-1-3-1 意義 (略)</p> <p>Ⅱ-2-1-3-2 主な着眼点 (略)</p> <p>(1) 組織としての対応 反社会的勢力との関係の遮断に組織的に対応する必要性・重要性を踏まえ、担当者や担当部署だけに任せることなく取締役等の経営陣が適切に関与し、組織として対応することとしているか。また、仮想通貨交換業者単体のみならず、仮想通貨交換業における反社会的勢力との関係遮断のため、グループ体となって、反社会的勢力の排除に取り組むこととしているか。さらに、グループ外の他社へ業務を委託することにより仮想通貨交換業に係る取引の提供を行う場合や<u>グループ外の他社との提携によりサービスを提供する場合</u>においても、反社会的勢力の排除に取り組むこととしているか。</p> <p>(2)~(7) (略)</p>
<p>Ⅱ-2-1-4 不祥事件に対する監督上の対応 Ⅱ-2-1-4-1 意義 内閣府令第33条に規定する「取締役等又は従業者に仮想通貨交換業に関し法令に違反する行為又は仮想通貨交換業の適正かつ確実な遂行</p>	<p>Ⅱ-2-1-4 不祥事件に対する監督上の対応 Ⅱ-2-1-4-1 意義 内閣府令第33条に規定する「取締役等又は従業者に仮想通貨交換業に関し法令に違反する行為又は仮想通貨交換業の適正かつ確実な遂行</p>

改正前	改正後
<p>に支障を来す行為」(以下「不祥事件」という。)が発生した場合の監督上の対応については、以下のとおり取扱うこととする。</p> <p>なお、不祥事件とは、仮想通貨交換業の業務に関し法令に違反する行為の<u>外</u>、次に掲げる行為が該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮想通貨交換業の業務に関し、利用者の利益を損なうおそれのある詐欺、横領、背任等。 ・仮想通貨交換業の業務に関し、利用者から告訴、告発され又は検挙された行為。 ・その他仮想通貨交換業の業務の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であって、上記に掲げる行為に準ずるもの。 <p><u>(新設)</u></p> <p>Ⅱ－２－１－４－２ 主な着眼点 (略)</p>	<p>に支障を来す行為」(以下「不祥事件」という。)が発生した場合の監督上の対応については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>なお、不祥事件とは、仮想通貨交換業の業務に関し法令に違反する行為の<u>ほか</u>、次に掲げる行為等が該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮想通貨交換業の業務に関し、利用者の利益を損なうおそれのある詐欺、横領、背任等。 ・仮想通貨交換業の業務に関し、利用者から告訴、告発され又は検挙された行為。 ・その他仮想通貨交換業の業務の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であって、上記に掲げる行為に準ずるもの。 ・<u>仮想通貨交換業の業務に基づき管理している利用者の仮想通貨の外部への流出。</u> <p>Ⅱ－２－１－４－２ 主な着眼点 (略)</p>
<p>Ⅱ－２－２ 利用者保護のための情報提供・相談機能等</p> <p>Ⅱ－２－２－１ 利用者保護措置 Ⅱ－２－２－１－１ 意義 (略)</p> <p>Ⅱ－２－２－１－２ 主な着眼点 (1) 一般的な着眼点</p> <p>① 利用者に対する説明や情報提供を行うに当たっては、取り扱う仮想通貨や取引形態に応じて、内閣府令第16条第1項及び第2項各号、第17条第1項各号及び第2項各号並びに第4項に規定された事項を説明する態勢が整備されているか。</p> <p>さらに、当該利用者の知識・経験に照らし、必要に応じて書面を交付(電磁的方法を含む)した上で説明を行うこととするなど、適切に情報提供が行われる態勢を整備しているか。</p>	<p>Ⅱ－２－２ 利用者保護のための情報提供・相談機能等</p> <p>Ⅱ－２－２－１ 利用者保護措置 Ⅱ－２－２－１－１ 意義 (略)</p> <p>Ⅱ－２－２－１－２ 主な着眼点 (1) 一般的な着眼点</p> <p>① 利用者に対する説明や情報提供を行うに当たっては、取り扱う仮想通貨や取引形態に応じて、内閣府令第16条第1項及び第2項各号、第17条第1項各号及び第2項各号並びに第4項に規定された事項を説明する態勢が整備されているか。</p> <p>さらに、当該利用者の知識・経験に照らし、必要に応じて書面を交付(電磁的方法を含む)した上で説明を行うこととするなど、適切に情報提供が行われる態勢を整備しているか。</p>

改正前	改正後
<p>(注)取引形態に応じた説明態勢としては、例えば、インターネットを通じた取引の場合には、利用者がその操作するパソコンの画面上に表示される説明事項を読み、その内容を理解した上で画面上のボタンをクリックする等の方法、対面取引の場合には書面交付や口頭による説明を行った上で当該事実を記録しておく方法が、それぞれ考えられる。</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(2) 利用者に対する情報の提供</p> <p>① 内閣府令第16条第1項及び第2項各号、第17条第1項各号及び第2項各号並びに第4項に規定された事項について、利用者の知識、経験等を勘案して、取引形態に応じて、適切に説明を行っているか。</p> <p>(注1) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(注2) 内閣府令第17条第1項第6号に基づき説明する事項としては、例えば、仮想通貨の特性(電子機器その他の物に電子的方法により記録される財産的価値であり、電子情報処理組織を用いて移転するものであること)や、<u>サイバー攻撃による仮想通貨の消失・価値減少リスクがあることが考えられる。</u></p>	<p>(注)取引形態に応じた説明態勢としては、例えば、インターネットを通じた取引の場合には、利用者がその操作するパソコンの画面上に表示される説明事項を読み、その内容を理解した上で画面上のボタンをクリックする等の方法、対面取引の場合には書面交付や口頭による説明を行った上で当該事実を記録しておく方法が、それぞれ考えられる。<u>いずれの方法による場合であっても、利用者が明瞭かつ正確に認識できる内容により説明が行われるよう留意することとする。</u></p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(2) 利用者に対する情報の提供</p> <p>① 内閣府令第16条第1項及び第2項各号、第17条第1項各号及び第2項各号並びに第4項に規定された事項について、利用者の知識、経験等を勘案して、取引形態に応じて、適切に説明を行っているか。</p> <p>(注1) (略)</p> <p><u>(注2) 内閣府令第17条第1項第3号に規定する「当該取引の内容」としては、取引の態様・方式のほか、取引の注文受付及び約定処理に係る事項等が考えられる。なお、利用者との取引内容が規定された契約書や利用約款についても、利用者の権利義務等が明瞭かつ正確に認識できる内容とするよう留意することとする。</u></p> <p>(注3) 内閣府令第17条第1項第6号に基づき説明する事項としては、例えば、<u>以下の事項が考えられる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>仮想通貨の特性(電子機器その他の物に電子的方法により記録される財産的価値であり、電子情報処理組織を用いて移転するものであること)</u> ・ <u>サイバー攻撃による仮想通貨の消失・価値減少リスク</u> ・ <u>仮想通貨の発行者や管理者等の破綻による仮想通貨の消失・価値減少リスクや、仮想通貨交換業者の破綻による預託した仮想通貨の返還を受けられないリスク</u> ・ <u>ブロックチェーンの分岐に起因するリスク</u>

改正前

②・③ (略)

④ 法第 63 条の 10 及び内閣府令第 17 条の趣旨を踏まえ、同条第 1 項第 12 号に規定する事項として、利用者が当該仮想通貨交換業に係る取引に係る契約を締結するか否かの判断を行うに際して、参考となる事項を必要に応じて説明しているか。

(注) 内閣府令第 17 条第 1 項第 12 号に基づき説明する事項としては、例えば、以下の事項が考えられる。

- ・ 仮想通貨交換業に係る取引に関する金銭及び仮想通貨の預託の方法
- ・ 当該取引に関する金銭及び仮想通貨の状況を確認する方法
(新設)

⑤ (略)
(新設)

⑥ (略)
(新設)

改正後

②・③ (略)

④ 法第 63 条の 10 及び内閣府令第 17 条の趣旨を踏まえ、同条第 1 項第 12 号に規定する事項として、利用者が当該仮想通貨交換業に係る取引に係る契約を締結するか否かの判断を行うに際して、参考となる事項を必要に応じて説明しているか。

(注) 内閣府令第 17 条第 1 項第 12 号に基づき説明する事項としては、例えば、以下の事項が考えられる。

- ・ 仮想通貨交換業に係る取引に関する金銭及び仮想通貨の預託の方法
- ・ 当該取引に関する金銭及び仮想通貨の状況を確認する方法
- ・ 利用者の注文時に表示されている価格又は利用者が注文時に指定した価格と約定価格との相違（以下「スリッページ」という。）が発生する場合には、その旨及び発生原因。また、スリッページの発生により利用者にとって不利となる事象が生じる場合にはその旨及び当該事象の内容
- ・ 自己が取引の相手方となって提示する仮想通貨の購入及び売却の最新価格（以下「相対取引価格」という。）並びにその差額
- ・ 自己が利用者からの委託等を受けて成立させる仮想通貨の売買における最新の約定価格並びに相対取引価格との差額

⑤ (略)

⑥ 発行者が存在する仮想通貨については、内閣府令第 17 条第 1 項第 6 号、12 号及び同条第 2 項第 4 号に規定する事項として、例えば、以下の事項を説明しているか。

- ・ 発行者に関する情報
- ・ 仮想通貨の保有者に対して負う債務の有無・内容
- ・ 発行総量、販売価格の算定根拠

⑦ (略)

⑧ 利用者に対して、セキュリティ対策の周知・注意喚起を行う手順を定め、十分に実施しているか。

(注) セキュリティ対策の周知・注意喚起の内容としては、例えば、

改正前	改正後
<p>(新設)</p> <p>(3) 受領情報の提供</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>書面の交付に代えてその他適切な方法により提供することについて、承諾又は撤回の意思表示を受ける場合には、利用者の承諾等があったことを記録しているか。</u></p> <p>(4) 非対面取引を行う際の措置 (略)</p> <p>(5) 利用者保護のための態勢整備 <u>仮想通貨交換業者は、内閣府令第18条各号に基づき、その行う仮想通貨交換業に関して、仮想通貨の特性、取引の内容その他の事情に応じ、仮想通貨交換業の利用者の保護を図るために必要な態勢を整備する措置等を講じる必要がある。</u></p> <p>(注) <u>仮想通貨交換業者が、その行う仮想通貨交換業に関して、レバレッジ取引を提供する場合には、利用者は提供されるレバレッジ倍率に比例して高額の損失を被るリスクを負うこととなるため、利用者保護のための態勢整備として、例えば、仮想通貨の特性や取引内容に応じて、適切なレバレッジ倍率やロスカットルール等を設定することが考えられる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p><u>利用者の端末におけるウィルス対策及び利用者によるパスワード等の認証情報の適切な設定・管理等が挙げられる。</u></p> <p>⑨ <u>利用者に対する情報提供が適時かつ適切に行われたことの検証及び当該検証を実施するために必要な記録等を保管しているか。</u></p> <p>(3) 受領情報の提供</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>書面の交付に代えて電磁的方法その他適切な方法により提供する場合には、提供する情報の内容について、利用者が一定の期間、閲覧又は保存できる等の手段を講じているか。</u></p> <p>(4) 非対面取引を行う際の措置 (略)</p> <p>(5) 利用者保護のための態勢整備 <u>仮想通貨交換業者は、内閣府令第18条各号及び第19条に基づき、その行う仮想通貨交換業に関して、仮想通貨の特性、取引の内容その他の事情に応じ、仮想通貨交換業の利用者の保護を図るために必要な態勢を整備する必要があるが、日本仮想通貨交換業協会が定める自主規制規則を踏まえ、例えば、以下のような措置を講じているか。</u></p> <p><u>(⑤へ一部修正のうえ、移動)</u></p> <p>① <u>取引内容、利用者の属性、取り扱う仮想通貨の特性等を踏まえ、取引開始の基準や取引限度額等を設定しているか。</u></p> <p>(注) <u>利用者の属性については、例えば、初めて仮想通貨を購入する者や若年層など仮想通貨の取引に関し知識・経験の浅い者であるかのほか、資産の保有状況等を踏まえて判断することが考えられる。</u></p>

改正前	改正後
<p>Ⅱ－２－２－２ 利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理</p> <p>Ⅱ－２－２－２－１ 意義</p> <p>仮想通貨交換業者が利用者から金銭・仮想通貨の預託を受ける場合には、法第 63 条の 11 及び内閣府令第 20 条の規定に基づき、分別管理についての適切な取扱いが確保される必要がある。</p> <p>仮想通貨交換業者の監督に当たっては、金銭・仮想通貨の分別管理の状況の適切性を確認するため、仮想通貨交換業者に対し、定期的に又は必要に応じて、外部監査又は内部監査の状況の報告を求めるとともに、<u>認定資金決済事業者協会が定める自主規制規則及び外部監査については内閣府令第 23 条に規定する金融庁長官の指定する規則等を踏まえつつ、例えば、以下の点に留意する必要がある。</u></p> <p>Ⅱ－２－２－２－２ 主な着眼点 <u>(新設)</u></p> <p>(1) 分別管理の方法</p> <p>① <u>分別管理に係る社内規則に、金銭・仮想通貨それぞれについて、分別管理の執行方法が具体的に定められ、利用者との契約に反映しているか。</u> <u>(新設)</u></p> <p>② 自己の固有財産である金銭・仮想通貨と、利用者が預託した金</p>	<p>Ⅱ－２－２－２ 利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理</p> <p>Ⅱ－２－２－２－１ 意義</p> <p>仮想通貨交換業者が利用者から金銭・仮想通貨の預託を受ける場合には、法第 63 条の 11 及び内閣府令第 20 条の規定に基づき、分別管理についての適切な取扱いが確保される必要がある。</p> <p>仮想通貨交換業者の監督に当たっては、金銭・仮想通貨の分別管理の状況の適切性を確認するため、仮想通貨交換業者に対し、定期的に又は必要に応じて、外部監査又は内部監査の状況の報告を求めるとともに、<u>協会が定める自主規制規則及び外部監査については内閣府令第 23 条に規定する金融庁長官の指定する規則等を踏まえつつ、例えば、以下の点に留意する必要がある。</u></p> <p>Ⅱ－２－２－２－２ 主な着眼点</p> <p>(1) <u>経営陣の認識・関与</u></p> <p><u>経営陣は、利用者財産の分別管理が利用者保護に資するものであることを理解した上で、利用者財産の分別管理の重要性を認識しているか。また、利用者財産の分別管理の状況について、定期的あるいは随時に報告を受けるなどして、利用者財産の分別管理が適切に行われるための体制の整備（内部牽制機能の確保を含む。）等に活用しているか。</u></p> <p>(2) 分別管理の方法</p> <p>① 分別管理に係る社内規則に、<u>金銭及び仮想通貨の種類ごとに、分別管理の執行方法が具体的に定められ、利用者との契約に反映しているか。</u></p> <p>② <u>仮想通貨の分別管理については、自己の固有財産である仮想通貨を管理するウォレットとは別のウォレットにおいて、利用者が預託した仮想通貨を管理することとしているか。自社の仮想通貨を管理するウォレットと、利用者の仮想通貨を管理するウォレットの保管場所を明確に区分して保管しているか。例えば、ウォレットを保管するための機器を明確に区分することが考えられる。</u></p> <p>③ 自己の固有財産である金銭・仮想通貨と、利用者が預託した金</p>

改正前	改正後
<p>銭・仮想通貨（以下「利用者財産」という。）が、上記の執行方法に基づいて明確に区分され、かつ、個々の利用者の持分について、直ちに判別できることとしているか。また、その遵守状況について適切に検証することとしているか。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>③ 利用者の仮想通貨の管理について、仮想通貨交換業者が管理する帳簿上の利用者財産の残高と、ブロックチェーン等のネットワーク上の利用者財産の有高を毎営業日照合しているか。また、照合した結果、利用者財産の有高が帳簿上の利用者財産の残高に満たない場合には、原因の分析を行った上、速やかに当該不足額を解消しているか。</p> <p>（注）当該不足額に関しては、不足が生じた日の翌日から起算して5営業日以内に解消することが望ましい。</p> <p>④ （略）</p> <p>（注）当該不足額に関しては、不足が生じた日の翌日から起算して</p>	<p>銭・仮想通貨（以下「利用者財産」という。）が、上記の執行方法に基づいて明確に区分され、かつ、個々の利用者の金銭の残高・仮想通貨の数量について、直ちに判別できることとしているか。また、その遵守状況について適切に検証することとしているか。</p> <p>④ <u>利用者の仮想通貨の管理について、取引内容がブロックチェーン等のネットワークに反映されない等の事情により、ブロックチェーン等のネットワーク上の利用者財産の有高が仮想通貨交換業者の管理する帳簿上の利用者財産の残高に不足する事態を防止するために必要な措置を講じているか。</u></p> <p><u>（注）必要な措置としては、例えば、日本仮想通貨交換業協会自主規制規則「利用者財産の管理に関する規則」を踏まえ、ブロックチェーン等のネットワーク上の利用者財産の有高が仮想通貨交換業者の管理する帳簿上の利用者財産の残高に不足する事態を防止するために必要となる仮想通貨の数量をあらかじめ社内規則で定めるとともに、当該仮想通貨と同種同量の自社の仮想通貨を限度として、利用者財産を管理するウォレットの中で当該自社の仮想通貨を混同して管理（当該数量を超える混同が発生した場合には、発生日から5営業日以内に当該混同を解消しなければならない。）することが考えられる。</u></p> <p>⑤ 利用者の仮想通貨の管理について、仮想通貨交換業者が管理する帳簿上の利用者財産の残高と、ブロックチェーン等のネットワーク上の利用者財産の有高を毎営業日照合しているか。また、照合した結果、<u>上記④の措置にもかかわらず、利用者財産の有高が帳簿上の利用者財産の残高に満たない場合には、原因の分析を行った上、速やかに当該不足額を解消しているか。</u></p> <p>（注）当該不足額に関しては、不足が生じた日の翌日から起算して5営業日（<u>契約に基づいて5営業日より短い期限で利用者が仮想通貨を払い出せる場合には当該期限</u>）以内に解消しなければならない。</p> <p>⑥ （略）</p> <p>（注）当該不足額に関しては、不足が生じた日の翌日から起算して</p>

改正前	改正後
<p data-bbox="297 217 846 248"><u>2営業日以内に解消することが望ましい。</u></p> <p data-bbox="203 331 338 363">⑤ (略)</p> <p data-bbox="203 368 1104 555">⑥ <u>仮想通貨の分別管理については、自社の仮想通貨を管理・処分するために必要な暗号鍵等と、利用者の仮想通貨を管理・処分するために必要な暗号鍵等の保管場所を明確に区分して保管しているか。例えば、暗号鍵等を保管するためのコンピュータやUSBメモリ等を明確に区分することが考えられる。</u></p> <p data-bbox="203 560 1104 707">⑦ <u>利用者の仮想通貨について、利用者の利便性等を損なわない範囲で、可能な限り、仮想通貨を管理・処分するために必要な暗号鍵等をインターネット等の外部のネットワークに接続されていない環境で管理しているか。</u></p> <p data-bbox="192 711 293 743"><u>(新設)</u></p> <p data-bbox="203 943 1104 1050">⑧ <u>利用者の仮想通貨の管理を第三者に委託する場合には、委託先において、上記①から③及び⑥、⑦に掲げる事項について、遵守していることを確認しているか。</u></p> <p data-bbox="174 1174 412 1206"><u>(2) 分別管理監査</u></p> <p data-bbox="215 1211 315 1243"><u>(新設)</u></p> <p data-bbox="203 1326 1099 1394">① <u>分別管理監査において把握・指摘された重要な事項は、遅滞なく取締役会又は監査役会に報告されているか。</u></p> <p data-bbox="203 1399 1099 1431">② <u>分別管理監査における指摘事項を一定期間内に改善しているか。</u></p>	<p data-bbox="1272 217 2085 323"><u>2営業日(契約に基づいて2営業日より短い期間で利用者が金銭を払い出せる場合には当該期限)以内に解消しなければならない。</u></p> <p data-bbox="1182 328 1317 360">⑦ (略)</p> <p data-bbox="1193 365 1294 397"><u>(削除)</u></p> <p data-bbox="1193 560 1294 592"><u>(削除)</u></p> <p data-bbox="1182 711 2085 935">⑧ <u>上記のような分別管理業務を担当する部門を設置するとともに、金銭及び仮想通貨の種類ごとに、利用者財産の受払いの手続を行う担当者と利用者財産の残高を照合する担当者を設置した上で、両担当者を兼務させないこととしているか。また、事故・不正行為等防止の観点から、各担当者を定期的に交代させる等の措置を講じているか。</u></p> <p data-bbox="1182 940 2085 1126">⑨ <u>利用者の仮想通貨の管理を第三者に委託する場合には、委託先において、上記①から⑤及び⑧に掲げる事項を遵守していることに加え、本事務ガイドラインⅡ-2-2-3(仮想通貨の流出リスクへの対応)に基づいて流出リスクへの必要な対応が行われていることを確認しているか。</u></p> <p data-bbox="1151 1174 1388 1206"><u>(3) 分別管理監査</u></p> <p data-bbox="1182 1211 2085 1318">① <u>分別管理監査に対応するための必要な社内態勢(社内規則・マニュアルの策定、対応部署の設定等を含むがこれに限られない。)が整備されているか。</u></p> <p data-bbox="1182 1323 2085 1391">② <u>分別管理監査において把握・指摘された重要な事項は、遅滞なく取締役会及び監査役又は監査役会に報告されているか。</u></p> <p data-bbox="1182 1396 2085 1428">③ <u>分別管理監査における指摘事項を一定期間内に改善しているか。</u></p>

改正前	改正後
<p>また、内部監査部門は、その改善状況を適切に把握・検証しているか。</p>	<p>また、内部監査部門は、その改善状況を適切に把握・検証しているか。</p> <p>(注) <u>監査報告書については、日本仮想通貨交換業協会自主規制規則「利用者財産の管理に関する規則」を踏まえ、分別管理監査の基準日から4月以内に管轄の財務局に提出しなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>Ⅱ-2-2-3 仮想通貨の流出リスクへの対応</u></p> <p><u>Ⅱ-2-2-3-1 意義</u></p> <p><u>仮想通貨交換業者が利用者から仮想通貨の預託を受ける場合には、当該利用者から預託を受けた仮想通貨（以下「受託仮想通貨」という。）が不正アクセス等により流出することによって、利用者に対して受託仮想通貨の返還ができなくなるなど利用者保護が図られないおそれがあるため、平時より、分別管理やシステムリスク管理等の内部管理態勢（業容に応じた内部監査態勢を含む。）の構築を通じて、かかる流出リスクに対して適切に対応することが求められる。</u></p> <p><u>実際に、不正アクセス等により多額の受託仮想通貨が流出した事案も複数発生していることから、仮想通貨交換業者の経営において、上記流出リスクへの対応は最重要課題のひとつとなっている。</u></p> <p><u>仮想通貨交換業者の監督に当たっては、上記流出リスクに対する適切な対応が図られているかを確認するに際して、例えば、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p><u>Ⅱ-2-2-3-2 主な着眼点</u></p> <p><u>(1) 経営陣の認識・関与</u></p> <p><u>経営陣は、流出リスクへの対応が利用者保護に資するものであることを理解した上で、流出リスクへの対応の重要性を認識しているか。また、流出リスクへの対応状況について、定期的あるいは随時に報告を受けるなどして、流出リスクへの対応が適切に行われるための体制の整備等に活用しているか。</u></p> <p><u>(2) 流出リスクの特定・評価</u></p> <p><u>① 取り扱う仮想通貨の種類ごとに、当該仮想通貨の流出リスクを特</u></p>

改正前

改正後

定・評価しているか。

(注) 流出リスクの特定・評価に際しては、協会や専門的知見を有する関係団体等におけるセキュリティ対策に係る指針等も参考とする必要があることに留意する。

② 流出リスクの特定に当たっては、仮想通貨の仕組みや当該仮想通貨に使用される技術、社内のシステム・ネットワーク環境、受託仮想通貨を移転するために必要な秘密鍵の使用（署名）に至るオペレーション等の事情を勘案のうえ、想定され得る流出の場面（秘密鍵の漏えい、盗難、不正利用、消失等を含むがこれに限られない。）を洗い出し、当該流出の原因となるリスク（サイバー攻撃のほか、事務処理ミス、内部不正、システムの不具合等を含むがこれに限らない。）を具体的に特定しているか。

③ 特定した流出リスクの評価に当たっては、当該リスクが顕在化することによって生じ得る受託仮想通貨への影響その他利用者及び経営への影響等を具体的に分析し、評価しているか。また、定期的にリスク評価を見直すほか、受託仮想通貨の管理に関し、重大な影響を及ぼし得る新たな事象が発生した場合には、必要に応じてリスク評価を見直すこととしているか。

④ 新たな仮想通貨の取扱いやサービスの提供を開始する場合には、当該仮想通貨・サービス等の提供前に分析を行い、流出リスクの観点から検証しているか。

(3) 流出リスクの低減

① 一般にインターネット等の外部ネットワークと接続された環境で秘密鍵を管理することはセキュリティリスクが高いとされ、実際に、不正アクセスにより当該環境で秘密鍵を管理していた受託仮想通貨が大量に流出した事案も発生していることを踏まえ、実務上可能な限り、外部ネットワークに接続されていない環境で秘密鍵を管理しているか。

② 利用者の利便性等を理由に、やむを得ず外部ネットワークに接続された環境で秘密鍵を管理しなければならない場合には、当該環境で秘密鍵を管理する受託仮想通貨の上限をあらかじめ社内規

改正前

改正後

則で定めた上で、かかる上限の範囲内で秘密鍵を管理する等の措置を講じているか。

(注) 外部ネットワークに接続された環境で受託仮想通貨の秘密鍵を管理する場合には、これと同種同量の仮想通貨などの適切な財産を積み立てておく等、受託仮想通貨が流出したとしても利用者への返還に支障が生じないよう利用者の利益の保護を図るために必要な対策をあらかじめ講じておくことが望ましい。

③ 上記①・②のほか、流出リスクの低減に際しては、流出の態様の変化や技術の進歩等を踏まえつつ、協会や専門的知見を有する関係団体等におけるセキュリティ対策に係る指針等も参考とする必要があるが、例えば、以下の点を含め、上記(2)で特定・評価された流出リスクに対して有効な低減措置を講じているか。

イ. 受託仮想通貨を移転する場合には、あらかじめ社内規則等で定められた手続に従い、複数の担当者が関与する体制となっているか。

ロ. 権限者以外の者が使用(署名)できない方法で管理しているか。特にハードウェアや紙等の物理媒体で秘密鍵を管理する場合には、施錠されたセキュリティルーム、金庫など権限者以外の者がアクセスすることができない環境で保管しているか。

ハ. 受託仮想通貨の移転について、複数の秘密鍵を用いた電子署名を必要とする等の適切な措置を講じているか。複数の秘密鍵を用いる場合には、各秘密鍵の保管場所を分けて管理しているか。

ニ. 利用者からの依頼によって受託仮想通貨が自動的に外部に移転する仕組みを用いる場合には、一回に移転できる受託仮想通貨の上限を設定しているか。

ホ. 秘密鍵が紛失した場合に備え、バックアップを作成しているか。バックアップについても、上記ロに基づいて安全に管理しているか。

ヘ. 受託仮想通貨の移転の手続について内部監査の対象としているか。

改正前	改正後
	<p>(4) 流出時の対応</p> <p>① 受託仮想通貨の流出を直ちに検知可能なシステム監視体制その他流出を直ちに検知するために必要な内部管理体制が整備されているか。</p> <p>② 受託仮想通貨の流出を検知した場合には、検知した内容について、経営陣に対して確実かつ速やかに伝達するための社内連絡体制が整備されているか。</p> <p>③ 受託仮想通貨の流出を検知した場合の対応について、流出時を想定したコンティンジェンシープランを策定の上、例えば、以下の措置を含む緊急時体制を構築しているか。</p> <p>イ. 二次被害を防止するために必要な措置</p> <p>(注) 例えば、外部ネットワークと接続した環境で秘密鍵を保管している場合には、当該秘密鍵を直ちに外部ネットワークから隔離すること、当該秘密鍵で管理される仮想通貨を直ちに外部ネットワークに接続されていない環境に移転させること、他の仮想通貨に影響がないか確認することなど、流出の状況や保管している仮想通貨の特性などに応じ、必要な対応を検討することが必要。</p> <p>ロ. 被害にあった利用者への対応（相談窓口の設置等を含む。）</p> <p>ハ. 当局及び外部委託先等を含む関係者への報告・連携</p> <p>ニ. 速やかな原因分析及び新たなリスク低減措置の検討・実施</p> <p>(注) 原因分析を迅速に行うためには、関連するサーバー等の証拠保全を適切に行うこと、事象の追跡に十分な情報を含むアクセスログなどを記録しておくことが必要である点に留意すること。</p>
<p>Ⅱ－２－２－<u>3</u> 帳簿書類</p> <p>Ⅱ－２－２－<u>3</u>－1 意義 (略)</p> <p>Ⅱ－２－２－<u>3</u>－2 主な着眼点</p> <p>① 帳簿書類の作成について規定した社内規則等を定め、役職員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。</p>	<p>Ⅱ－２－２－<u>4</u> 帳簿書類</p> <p>Ⅱ－２－２－<u>4</u>－1 意義 (略)</p> <p>Ⅱ－２－２－<u>4</u>－2 主な着眼点</p> <p>① 帳簿書類の作成について、単に帳簿名や記載事項を列挙するのではなく、帳簿の目的・用途を規定した社内規則等を定めるなど正確な帳簿を作成するための必要な態勢を整備するとともに、役職員が</p>

改正前	改正後
<p>(注) 仮想通貨交換業に係る取引を外国通貨建てで請け負った場合には、当該金銭に係る利用者財産の管理の方法については本邦通貨に換算して算出した上で、帳簿書類に記載する必要がある。本邦通貨に換算するに当たっては、利用者の金銭の額を算出する営業日における対利用者直物電信売相場と対利用者直物電信買相場の仲値によるものとする。さらに、当該仲値は、原則として、仮想通貨交換業者の主たる取引金融機関のものによることとするが、合理的なものを継続して使用している場合には、これを認めても差し支えない。また、仮想通貨を本邦通貨に換算する場合には、「Ⅱ-2-1-2-2 主な着眼点(7)」を参考とすること。</p> <p>②・③ (略)</p>	<p>社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。</p> <p>(注) 仮想通貨交換業に係る取引を外国通貨建てで請け負った場合には、当該金銭に係る利用者財産の管理の方法については本邦通貨に換算して算出した上で、帳簿書類に記載する必要がある。本邦通貨に換算するに当たっては、利用者の金銭の額を算出する営業日における対利用者直物電信売相場と対利用者直物電信買相場の仲値によるものとする。さらに、当該仲値は、原則として、仮想通貨交換業者の主たる取引金融機関のものによることとするが、合理的なものを継続して使用している場合には、これを認めても差し支えない。また、仮想通貨を本邦通貨に換算する場合には、「Ⅱ-2-1-2-2 主な着眼点(9)」を参考とすること。</p> <p>②・③ (略)</p>
<p>Ⅱ-2-2-4 利用者に関する情報管理態勢</p> <p>Ⅱ-2-2-4-1 意義 (略)</p> <p>Ⅱ-2-2-4-2 主な着眼点 (1) 利用者に関する情報管理態勢 ①～⑤ (略) ⑥ 情報の適切な取扱いを確保するために認定資金決済事業者協会で開催する研修又は同等の内容の研修に役職員を定期的に参加させているか。 (2) 個人情報管理 (略)</p>	<p>Ⅱ-2-2-5 利用者に関する情報管理態勢</p> <p>Ⅱ-2-2-5-1 意義 (略)</p> <p>Ⅱ-2-2-5-2 主な着眼点 (1) 利用者に関する情報管理態勢 ①～⑤ (略) ⑥ 情報の適切な取扱いを確保するために協会で開催する研修又は同等の内容の研修に役職員を定期的に参加させているか。 (2) 個人情報管理 (略)</p>
<p>Ⅱ-2-2-5 苦情等への対処 (金融ADR制度への対応も含む)</p> <p>Ⅱ-2-2-5-1 意義</p>	<p>Ⅱ-2-2-6 苦情等への対処 (金融ADR制度への対応も含む。)</p> <p>Ⅱ-2-2-6-1 意義</p>

改正前	改正後
<p>(略)</p> <p>II-2-2-<u>5</u>-2 主な着眼点 (略)</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 苦情等対処の実施態勢 イ～ハ (略)</p> <p>二. 苦情等の発生状況に応じ、受付窓口における対応の充実を図るとともに、利用者利便に配慮したアクセス時間・アクセス手段(例えば、eメール、電話、手紙、FAX等)を設定する等、広く苦情等を受け付ける態勢を整備しているか。また、これら受付窓口、申出の方式等について広く公開するとともに、利用者の多様性に配慮しつつ分かりやすく周知する態勢を整備しているか。</p> <p>ホ～ト (略)</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>II-2-2-<u>5</u>-3 金融ADR制度への対応</p> <p>II-2-2-<u>5</u>-3-1 指定仮想通貨交換業務紛争解決機関(指定ADR機関)が存在する場合の主な着眼点 (略)</p> <p>II-2-2-<u>5</u>-3-2 指定仮想通貨交換業務紛争解決機関(指定ADR機関)が存在しない場合の主な着眼点 金融ADR制度においては、指定ADR機関が存在しない場合においても、代わりに苦情処理措置・紛争解決措置を講ずることが法令上求められている。仮想通貨交換業者においては、これらの措置を適切に実施し、仮想通貨交換業務に関する苦情・紛争を簡易・迅速に解決することにより、利用者保護の充実を確保し、利用者の信頼性の向上に努める必要がある。 仮想通貨交換業者が苦情処理措置・紛争解決措置を講じる場合、例えば、以下のような点に留意して検証することとする。</p>	<p>(略)</p> <p>II-2-2-<u>6</u>-2 主な着眼点 (略)</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 苦情等対処の実施態勢 イ～ハ (略)</p> <p>二. 苦情等の発生状況に応じ、受付窓口における対応の充実を図るとともに、利用者利便に配慮したアクセス時間・アクセス手段(例えば、eメール、電話、手紙、FAX等の<u>複数の手段</u>)を設定する等、広く苦情等を受け付ける態勢を整備しているか。また、これら受付窓口、申出の方式等について広く公開するとともに、利用者の多様性に配慮しつつ分かりやすく周知する態勢を整備しているか。</p> <p>ホ～ト (略)</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>II-2-2-<u>6</u>-3 金融ADR制度への対応</p> <p>II-2-2-<u>6</u>-3-1 指定仮想通貨交換業務紛争解決機関(指定ADR機関)が存在する場合の主な着眼点 (略)</p> <p>II-2-2-<u>6</u>-3-2 指定仮想通貨交換業務紛争解決機関(指定ADR機関)が存在しない場合の主な着眼点 金融ADR制度においては、指定ADR機関が存在しない場合においても、代わりに苦情処理措置・紛争解決措置を講ずることが法令上求められている。仮想通貨交換業者においては、これらの措置を適切に実施し、仮想通貨交換業務に関する苦情・紛争を簡易・迅速に解決することにより、利用者保護の充実を確保し、利用者の信頼性の向上に努める必要がある。 仮想通貨交換業者が苦情処理措置・紛争解決措置を講じる場合、例えば、以下のような点に留意して検証することとする。</p>

改正前	改正後
<p>① 苦情処理措置・紛争解決措置の選択 自ら営む仮想通貨交換業務の内容、苦情等の発生状況及び営業地域等を踏まえて、法令で規定されている以下の各事項のうちの一つ又は複数を苦情処理措置・紛争解決措置として適切に選択しているか。なお、その際は、例えば、利用者が苦情・紛争を申し出るに当たり、利用者にとって地理的にアクセスしやすい環境を整備するなど、利用者の利便の向上に資するような取組みを行うことが望ましい。</p> <p>イ. 苦情処理措置 a・b (略) c. <u>認定資金決済事業者協会</u>を利用すること d～f (略)</p> <p>② 運用 (略)</p> <p>③ 苦情処理措置(仮想通貨交換業者自身で態勢整備を行う場合)についての留意事項 イ. (略) ロ. 仮想通貨交換業者自身で業務運営体制・社内規則を整備する場合 a. (略) b. 苦情の申出先を利用者に適切に周知するとともに、苦情処理にかかる業務運営体制及び社内規則を適切に公表しているか。周知・公表の内容として、必ずしも社内規則の全文を公表する必要はないものの、利用者が、苦情処理が適切な手続に則って行われているかどうか自ら確認できるようにするため、苦情処理における連絡先及び標準的な業務フロー等を明確に示すことが重要であることから、それに関連する部分を公表しているかに留意する必要がある。なお、周知・公表の方法について、Ⅱ-2-2-5-3-1②を参照のこと。</p> <p>④ 苦情処理措置(外部機関を利用する場合)及び紛争解決措置の留意事項 (略)</p>	<p>① 苦情処理措置・紛争解決措置の選択 自ら営む仮想通貨交換業務の内容、苦情等の発生状況及び営業地域等を踏まえて、法令で規定されている以下の各事項のうちの一つ又は複数を苦情処理措置・紛争解決措置として適切に選択しているか。なお、その際は、例えば、利用者が苦情・紛争を申し出るに当たり、利用者にとって地理的にアクセスしやすい環境を整備するなど、利用者の利便の向上に資するような取組みを行うことが望ましい。</p> <p>イ. 苦情処理措置 a・b (略) c. <u>協会</u>を利用すること d～f (略)</p> <p>② 運用 (略)</p> <p>③ 苦情処理措置(仮想通貨交換業者自身で態勢整備を行う場合)についての留意事項 イ. (略) ロ. 仮想通貨交換業者自身で業務運営体制・社内規則を整備する場合 a. (略) b. 苦情の申出先を利用者に適切に周知するとともに、苦情処理にかかる業務運営体制及び社内規則を適切に公表しているか。周知・公表の内容として、必ずしも社内規則の全文を公表する必要はないものの、利用者が、苦情処理が適切な手続に則って行われているかどうか自ら確認できるようにするため、苦情処理における連絡先及び標準的な業務フロー等を明確に示すことが重要であることから、それに関連する部分を公表しているかに留意する必要がある。なお、周知・公表の方法について、Ⅱ-2-2-6-3-1②を参照のこと。</p> <p>④ 苦情処理措置(外部機関を利用する場合)及び紛争解決措置の留意事項 (略)</p>

改正前	改正後
<p>Ⅱ-2-2-5-4 利用者に対する情報提供 (略)</p>	<p>Ⅱ-2-2-6-4 利用者に対する情報提供 (略)</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>Ⅱ-2-2-7 ICOへの対応 Ⅱ-2-2-7-1 意義</p> <p><u>ICO (Initial Coin Offering) とは、明確な定義はないものの、一般に、企業等がトークンと呼ばれるものを電子的に発行して、公衆から法定通貨や仮想通貨の調達を行う行為の総称をいう。ICOにおいて発行されるトークンが法第2条第5項に規定する仮想通貨に該当する場合、当該トークンを業として売却又は他の仮想通貨と交換する行為（以下、Ⅱ-2-2-7において「販売」という。）は、仮想通貨交換業に該当する。</u></p> <p><u>(注1)ただし、仮想通貨交換業者がトークンの発行者の依頼に基づいて当該トークンの販売を行い、発行者がその販売を全く行わない場合には、発行者の行為は基本的には仮想通貨交換業に該当しないと考えられる。</u></p> <p><u>なお、発行者の行為の仮想通貨交換業該当性については、発行者と仮想通貨交換業者との間の契約内容、販売行為の内容、発行者による販売への関与の度合い等を考慮の上、最終的には個別具体的に判断することに留意する。</u></p> <p><u>(注2)トークンの発行者が将来的な事業収益等を分配する債務を負っているなどICOが投資としての性格を有する場合、仮想通貨によるトークンの購入であっても、実質的に法定通貨での購入と同視されるスキームについては、金融商品取引法の規制対象になる点に留意する。</u></p> <p><u>かかる行為は、トークンの販売を介して資金調達を図るものであるが、トークン保有者の権利内容が明確でなかったり、資金調達の目的となる事業（以下「対象事業」という。）の実現可能性等のスクリーニングや必要な情報開示が行われず、詐欺的な事案や事業計画が杜撰な事案が発生したりするなど、利用者保護が十分に図られない事態が生じ得</u></p>

改正前

改正後

る。

以上を踏まえ、これらトークンを販売する仮想通貨交換業者の監督に当たっては、利用者保護及び業務の適切性が十分に確保されているかを確認するため、仮想通貨交換業者に対し、定期的に又は必要に応じて、トークンの販売状況等の報告を求めるとともに、日本仮想通貨交換業協会が定める自主規制規則を踏まえつつ、特に、以下の点に留意する必要がある。

Ⅱ-2-2-7-2 主な着眼点

(1) 発行者が自らトークンを販売する場合

① 対象事業の適格性・実現可能性や取り扱うトークンの適切性などを的確に審査し、これを検証しているか。

② 発行者に関する情報、トークン保有者に対して負う債務の有無・内容、トークンの販売価格の算定根拠のほか、対象事業にかかる事業計画書、事業の実現可能性等を、トークンの販売時に顧客に提供しているか。

(注) 対象事業に関する情報を提供するにあたっては、顧客に根拠のない期待を抱かせないよう、当該情報の客観性・適切性が求められることに留意する。

③ 発行者の財務状況、トークンの販売状況、対象事業の進捗状況その他トークンの売買等の判断に影響を及ぼす事項を、適切な方法により、継続的にあるいは適時に開示しているか。

④ トークンの販売によって調達した資金を、他の資金と分別して管理の上、あらかじめ利用者に開示した資金用途以外の用途に使用しないなど適切に管理しているか。

⑤ トークンに利用されるブロックチェーンやスマートコントラクト、当該トークンを保管するウォレットその他当該トークンの品質に影響を与えるシステムの安全性を検証し、当該トークンの販売後も、定期的に又は必要に応じて適時に、当該システムの安全性を検証しているか。

⑥ 著しく不相当と認められる数量、価格その他の条件によるトークンの販売を防止するために、日本仮想通貨交換業協会が定める

改正前

改正後

自主規制規則を踏まえ、販売価格の妥当性をあらかじめ審査しているか。

(2) 発行者に代わってトークンを販売する場合

発行者に代わってトークンを販売する場合には、上記(1)①、②、⑤及び⑥に加え、以下の点に留意する。

- ① 対象事業の適格性・実現可能性や取り扱うトークンの適切性などのほか、発行者の財務状況その他トークンの販売の適否の判断に資する事項の審査に関する適切な規程が整備され、実質的な審査が的確に行われているか。また、これらの審査結果を確実に検証できる体制が整備されているか。
- ② 審査を行う部署の営業部門からの独立性が、機能・効果の面から適正に確保されるなど、審査を適切に行うための体制整備が図られているか。また、トークンを販売するに当たり、社内の他の部署との利益相反を検証・評価する機能を有しているか。また、それにより、利益相反となる状態を適切に防止するための態勢が整備されているか。
- ③ 発行者による適切な情報開示が行われるよう必要なモニタリングを行い、発行者が開示した情報に利用者が容易にアクセスできるようにするための必要な体制が整備されているか。
- ④ 発行者の下で調達資金の適切な管理が図られるよう必要なモニタリングを行っているか。
- ⑤ 上記③及び④に加え、利用者保護のために必要な措置が図られるよう発行者に対する必要なモニタリングを行っているか。また、発行者が利用者保護のために必要な措置を講じていない場合には、当該トークンの販売を中止するなど適切な措置を実施することとしているか。また、発行者との契約において、当該措置を講じるために必要な権限を定めているか。

改正前	改正後
<p>Ⅱ－２－３ 事務運営</p> <p>Ⅱ－２－３－１ システムリスク管理</p> <p>Ⅱ－２－３－１－１ 意義</p> <p>システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い利用者や仮想通貨交換業者が損失を被るリスクや、コンピュータが不正に使用されることにより利用者や仮想通貨交換業者が損失を被るリスクをいう。仮想通貨交換業者はその業務の性質上、高度・複雑な情報システムを有していることが多く、<u>さらにコンピュータのネットワーク化の拡大に伴い、重要情報に対する不正アクセス、漏えい等のリスクが大きくなっている。</u>システムが安全かつ安定的に稼動することは資金決済システム及び仮想通貨交換業者に対する信頼性を確保するための大前提であり、システムリスク管理態勢の充実強化は極めて重要である。</p> <p>なお、以下の各着眼点に記述されている字義どおりの対応が仮想通貨交換業者においてなされていない場合にあっても、当該仮想通貨交換業者の規模、特性からみて、利用者保護の観点から、特段の問題がないと認められれば、不適切とするものではない。</p> <p>Ⅱ－２－３－１－２ 主な着眼点</p> <p>(1) システムリスクに対する認識等</p> <p>① システムリスクについて代表取締役をはじめ、役職員がその重要性を十分認識し、<u>定期的なレビューを行うとともに、全社的なリスク管理の基本方針が策定されているか。</u></p>	<p>Ⅱ－２－３ 事務運営</p> <p>Ⅱ－２－３－１ システムリスク管理</p> <p>Ⅱ－２－３－１－１ 意義</p> <p>システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い利用者や仮想通貨交換業者が損失を被るリスクや、コンピュータが不正に使用されることにより利用者や仮想通貨交換業者が損失を被るリスクをいう。仮想通貨交換業者はその業務の性質上、<u>インターネットを前提とする高度・複雑な情報システムを有していることが多く、また、仮想通貨はブロックチェーン等に電子的に記録されネットワークで移転できる財産的価値であるため、日々手口が高度化するサイバー攻撃により重要情報に対する不正アクセス、漏えい等のリスクが顕在化している。</u>このため、定期的なリスク評価に加え、<u>外部環境の変化や事故・事件を把握し、自社システムへの影響有無等、適時のリスク評価が必要である。特に、外部サービス（クラウド等）の利用が多いことから、外部委託管理態勢の整備が重要となっている。</u>システムが安全かつ安定的に稼動することは資金決済システム及び仮想通貨交換業者に対する信頼性を確保するための大前提であり、<u>システム開発・運用の基本事項を確行するとともに、システムリスク管理態勢全体の充実強化は極めて重要である。このためには、経営資源の確保が必要であり、システム戦略の策定など経営陣が主体となった取組みが求められる。</u></p> <p>なお、以下の各着眼点に記述されている字義どおりの対応が仮想通貨交換業者においてなされていない場合にあっても、当該仮想通貨交換業者の規模、特性からみて、利用者保護の観点から、特段の問題がないと認められれば、不適切とするものではない。</p> <p>Ⅱ－２－３－１－２ 主な着眼点</p> <p>(1) システムリスクに対する認識等</p> <p>① システムリスクについて代表取締役をはじめ、役職員がその重要性を十分認識し、<u>全社的なリスク管理の基本方針を策定しているか。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>(新設)</u></p> <p><u>②・③</u> (略) <u>(新設)</u></p> <p><u>④</u> (略)</p> <p>(2) システムリスク管理態勢 (略)</p> <p>(3) システムリスク評価</p> <p>① システムリスク管理部門は、利用者チャネルの多様化による大量取引の発生や、ネットワークの拡充によるシステム障害等の影響の複雑化・広範化など、外部環境の変化によりリスクが多様化していることを踏まえ、定期的に又は適時にリスクを認識・評価しているか。 また、洗い出したリスクに対し、十分な対応策を講じているか。</p> <p>② システムリスク管理部門は、例えば1日当たりの取引可能件数などのシステムの制限値を把握・管理し、制限値を超えた場合のシステム面・事務面の対応策を検討しているか。</p> <p>③ ユーザー部門は、新サービスの導入時又はサービス内容の変更時に、システムリスク管理部門と連携するとともに、システムリスク管理部門は、システム開発の有無にかかわらず、関連するシステムの評価を実施しているか。</p>	<p><u>また、システムリスクについて、定期的なレビューを行い、その結果を踏まえて基本方針の見直しを行なっているか。</u></p> <p><u>② 経営戦略の一環としてシステム戦略を策定し、取締役会の承認を受けているか。なお、システム戦略には、中長期の開発計画を含むことが望ましい。</u></p> <p><u>③・④</u> (略)</p> <p><u>⑤ システムリスク管理部門によるシステム部門のモニタリングやシステム部門内の開発担当と運用担当の分離など、牽制が行なわれる管理態勢を整備しているか。</u></p> <p><u>⑥</u> (略)</p> <p>(2) システムリスク管理態勢 (略)</p> <p>(3) システムリスク評価</p> <p>① システム部門は、利用者チャネルの多様化による大量取引の発生や、ネットワークの拡充によるシステム障害等の影響の複雑化・広範化など、外部環境の変化によりリスクが多様化していることを踏まえ、定期的にかつ適時にリスクを認識・評価しているか。 <u>また、洗い出したリスクに対し、十分な対応策を講じ、対策後の残存リスクを評価し、取締役会に報告をしているか。</u> <u>なお、システムリスクには、以下のようなものを含めているか。</u> <u>・外部サービスを利用することによって生じるリスク</u> <u>・APIの公開・提供・接続等を実施することによって生じるリスク等</u> <u>(削除)</u></p> <p>② ユーザー部門は、新サービスの導入時又はサービス内容の変更時に、システム部門と連携するとともに、システム部門は、システム開発の有無にかかわらず、関連するシステムの評価を実施しているか。</p>

改正前	改正後
<p>(4) 情報セキュリティ管理</p> <p>① 情報資産を適切に管理するために方針の策定、組織体制の整備、社内規程の策定、内部管理態勢の整備を図っているか。また、他社における不正・不祥事件も参考に、情報セキュリティ管理態勢のPDCAサイクルによる継続的な改善を図っているか。</p> <p>② (略)</p> <p>③ コンピュータシステムの不正使用防止対策、不正アクセス防止対策、<u>コンピュータウィルス等の不正プログラムの侵入防止対策等</u>を実施しているか。</p> <p>④ 仮想通貨交換業者が責任を負うべき<u>利用者の重要情報</u>を網羅的に洗い出し、把握、管理しているか。 <u>利用者の重要情報</u>の洗い出しに当たっては、業務、システム、外部委託先を対象範囲とし、例えば、以下のようなデータを洗い出しの対象範囲としているか。 ・ 通常の業務では使用しないシステム領域に格納されたデータ ・ 障害解析のためにシステムから出力された障害解析用データ 等</p> <p>⑤ 洗い出した<u>利用者の重要情報</u>について、重要度判定やリスク評価を実施しているか。 また、それぞれの重要度やリスクに応じ、以下のような情報管理ルールを策定しているか。 ・ 情報の暗号化、マスキングのルール ・ 情報を利用する際の利用ルール ・ 記録媒体等の取扱いルール 等</p> <p>⑥ <u>利用者の重要情報</u>について、以下のような不正アクセス、不正情報取得、情報漏えい等を牽制、防止する仕組みを導入しているか。 <u>(新設)</u></p>	<p>(4) 情報セキュリティ管理</p> <p>① 情報資産を適切に管理するために方針の策定、組織体制の整備、社内規程の策定、内部管理態勢の整備を図っているか。また、他社における不正・不祥事件も参考に、情報セキュリティ管理態勢のPDCAサイクルによる継続的な改善を図っているか。 <u>(注) 情報資産とは、情報そのものとそれを取り扱う情報システムを指し、情報システムを構成するハードウェア、ソフトウェア、ネットワークなどを含む。</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ コンピュータシステムの不正使用防止対策、不正アクセス防止対策、不正プログラムの侵入防止対策等を実施しているか。 <u>また、情報資産を取り扱う場所について、情報資産の重要度に応じた物理的セキュリティ対策を実施しているか。</u></p> <p>④ 仮想通貨交換業者が責任を負うべき重要情報を網羅的に洗い出し、把握、管理しているか。 重要情報の洗い出しに当たっては、業務、システム、外部委託先を対象範囲とし、例えば、以下のようなデータを洗い出しの対象範囲としているか。 ・ 通常の業務では使用しないシステム領域に格納されたデータ ・ 障害解析のためにシステムから出力された障害解析用データ 等</p> <p>⑤ 洗い出した重要情報について、重要度判定やリスク評価を実施しているか。 また、それぞれの重要度やリスクに応じ、以下のような情報管理ルールを策定しているか。 ・ 情報の暗号化、マスキングのルール ・ 情報を利用する際の利用ルール ・ 記録媒体等の取扱いルール 等</p> <p>⑥ 重要情報について、以下のような不正アクセス、不正情報取得、情報漏えい等を牽制、防止する仕組みを導入しているか。 <u>・ 利用する拠点（海外を含む。）の役割に応じて必要な範囲に限定されたアクセス権限の付与</u></p>

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> ・職員の権限に応じて必要な範囲に限定されたアクセス権限の付与 ・アクセス記録の保存、検証 ・開発担当者と運用担当者の分離、管理者と担当者の分離等の相互牽制体制 ・システムテスト等を実施する際の本番環境とテスト環境を分離等 <p>⑦ 機密情報について、暗号化やマスキング等の管理ルールを定めているか。また、暗号化プログラム、暗号鍵、暗号化プログラムの設計書等の管理に関するルールを定めているか。 なお、「機密情報」とは、暗号鍵等、暗証番号、パスワード、クレジットカード情報等、利用者に損失が発生する可能性のある情報をいう。</p> <p>⑧～⑩ (略)</p> <p>⑪ <u>定期的に、データのバックアップを取るなど、データがき損した場合に備えた措置を取っているか。</u></p> <p>(5) サイバーセキュリティ管理</p> <p>① (略)</p> <p>② サイバーセキュリティについて、組織体制の整備、社内規程の策定のほか、以下のようなサイバーセキュリティ管理態勢の整備を図っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイバー攻撃に対する監視体制 ・サイバー攻撃を受けた際の報告及び広報体制 ・組織内 CSIRT (Computer Security Incident Response Team) 等の緊急時対応及び早期警戒のための体制 ・情報共有機関等を通じた情報収集・共有体制 等 <p>③ サイバー攻撃に備え、入口対策、内部対策、出口対策といった多段階のサイバーセキュリティ対策を組み合わせた多層防御を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入口対策 (例えば、ファイアウォールの設置、抗ウィルスソフトの導入、不正侵入検知システム・不正侵入防止システムの導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の権限に応じて必要な範囲に限定されたアクセス権限の付与 ・ アクセス記録の保存、検証 ・ 開発担当者と運用担当者の分離、管理者と担当者の分離等の相互牽制体制 ・ システムテスト等を実施する際の本番環境とテスト環境を分離等 <p>⑦ <u>重要情報の内、特に機密情報</u>について、暗号化やマスキング等の管理ルールを定めているか。また、暗号化プログラム、暗号鍵、暗号化プログラムの設計書等の管理に関するルールを定めているか。 なお、「機密情報」とは、暗号鍵等、暗証番号、パスワード、クレジットカード情報等、利用者や<u>自社</u>に損失が発生する可能性のある情報をいう。</p> <p>⑧～⑩ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(5) サイバーセキュリティ管理</p> <p>① (略)</p> <p>② サイバーセキュリティについて、組織体制の整備、社内規程の策定のほか、以下のようなサイバーセキュリティ管理態勢の整備を図っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サイバー攻撃に対する<u>モニタリング</u>体制 ・ サイバー攻撃を受けた際の報告及び広報体制 ・ 組織内 CSIRT (Computer Security Incident Response Team) 等の緊急時対応及び早期警戒のための体制 ・ 情報共有機関等を通じた情報収集・共有体制 等 <p>③ サイバー攻撃に備え、<u>リスクベース</u>で入口対策、内部対策、出口対策といった多段階のサイバーセキュリティ対策を組み合わせた多層防御を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入口対策 (例えば、ファイアウォールの設置、抗ウィルスソフトの導入、不正侵入検知システム・不正侵入防止システムの導入

改正前	改正後
<p>等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部対策（例えば、特権 ID・パスワードの適切な管理、不要な ID の削除、特定コマンドの実行監視 等） <p>・ 出口対策（例えば、通信ログ・イベントログ等の取得と分析、不適切な通信の検知・遮断 等）</p> <p>④ サイバー攻撃を受けた場合に被害の拡大を防止するために、以下のような措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 攻撃元の IP アドレスの特定と遮断 DDoS 攻撃に対して自動的にアクセスを分散させる機能 システムの全部又は一部の一時的停止 等 <p>⑤ システムの脆弱性について、OS の最新化やセキュリティパッチの適用など必要な対策を適時に講じているか。</p> <p>⑥ サイバーセキュリティについて、ネットワークへの侵入検査や脆弱性診断等を活用するなど、セキュリティ水準の定期的な評価を実施し、セキュリティ対策の向上を図っているか。</p> <p>⑦ インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、例えば、以下のような取引のリスクに見合った適切な認証方式を導入しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可変式パスワードや電子証明書などの、固定式の ID・パスワードのみに頼らない認証方式 取引に利用しているパソコンのブラウザとは別の携帯電話等の機 	<p>等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部対策（例えば、特権 ID・パスワードの適切な管理、不要な ID の削除、特定コマンドの実行監視、<u>本番システム（サーバー間）のセキュア化（パケットフィルタや通信の暗号化）、開発環境（テスト環境含む。）と本番システム環境のネットワーク分離、利用目的に応じたネットワークセグメント分離 等</u>） <p>・ 出口対策（例えば、通信ログ・イベントログ等の取得と分析、不適切な通信の検知・遮断 等）</p> <p>④ サイバー攻撃を受けた場合に被害の拡大を防止するために、以下のような措置を速やかに実施する態勢を整備しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 攻撃元の IP アドレスの特定と遮断 DDoS 攻撃に対して自動的にアクセスを分散させる機能 システムの全部又は一部の一時的停止 等 <p><u>また、影響範囲の確認や原因究明のためにログ保全やイメージコピー取得など事後調査（フォレンジック調査）に備えた手順を整備しているか。</u></p> <p>⑤ <u>脆弱性及び脅威情報の定期的な情報収集・分析・対応手順を明確に定め、組織的に実施しているか。</u></p> <p><u>また、システムの脆弱性について、OS の最新化やセキュリティパッチの適用など必要な対策を適時に講じているか。</u></p> <p>⑥ サイバーセキュリティについて、<u>第三者（外部機関）のセキュリティ診断（脆弱性診断、ソースコード診断、ペネトレーションテスト等）</u>を活用するなど、セキュリティ水準の定期的な評価を実施し、セキュリティ対策の向上を図っているか。<u>また、国内外でサイバーセキュリティ侵害事案が発生した場合には、適宜リスク評価を行っているか。</u></p> <p>⑦ インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、例えば、以下のような取引のリスクに見合った適切な認証方式を導入しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可変式パスワードや電子証明書などの、固定式の ID・パスワードのみに頼らない認証方式 取引に利用しているパソコン・スマートフォンとは別の機器を

改正前	改正後
<p>器を用いるなど、複数経路による取引認証 ・ ログインパスワードとは別の取引用パスワードの採用 等 ⑧～⑩ (略)</p> <p>(6) システム企画・開発・運用管理 ① 現行システムに内在するリスクを継続的に洗い出し、その維持・改善のための投資を計画的に行っているか。 <u>なお、システムの企画・開発に当たっては、経営戦略の一環としてシステム戦略方針を明確にした上で、取締役会の承認を受けた中長期の開発計画を策定することが望ましい。</u> ② <u>開発案件の企画・開発・移行の承認ルールが明確になっているか。</u></p> <p>③ (略) <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>用いるなど、複数経路による取引認証 ・ ログインパスワードとは別の取引用パスワードの採用 等 ⑧～⑩ (略)</p> <p>(6) システム企画・開発・運用管理 ① 現行システムに内在するリスクを継続的に洗い出し、その維持・改善のための投資を計画的に行っているか。</p> <p>② <u>システム開発工程に従い、設計／開発に関わるドキュメントやプログラムの作成について規程を策定しているか。なお、システム設計／開発段階では、以下のようなセキュリティに係わる事項を含めること。</u> ・ <u>具体的なセキュリティ要件を明確化すること</u> ・ <u>セキュアコーディングの実施など脆弱なポイントが生じないように対策を行うこと 等</u> <u>また、開発案件の企画・開発・移行の承認にかかわる規程を策定しているか。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>④ <u>以下のような内容を含む品質管理についての規程および手順書が策定されているか。</u> ・ <u>レビューを実施し、記録を残すこと</u> ・ <u>各工程の完了基準を策定し、評価をすること</u> ・ <u>性能設計を十分なものとし、システムキャパシティ、パフォーマンスの上限値を管理すること。</u> ・ <u>システム開発時に限界値把握をすること 等</u></p> <p>⑤ <u>システム変更に係る規程が定められているか。また、システム変更に係るドキュメントの作成、責任者による承認が行なわれているか。</u></p> <p>⑥ <u>以下のような点を考慮し、システム運用管理規程および手順書が策定されているか。</u></p>

改正前	改正後
<p>(新設)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 現行システムの仕組みに精通し、システム企画・開発・運用管理について専門性を持った人材を確保しているか。 <u>なお、現行システムの仕組み及び開発技術の継承並びに専門性を持った人材の育成のための具体的な計画を策定し、実施することが望ましい。</u></p> <p>(7) システム監査</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>監査対象は、システムリスクに関する業務全体をカバーしているか。</u></p> <p>③ システム監査の結果は、適切に取締役会に報告されているか。</p> <p>(8) 外部委託管理</p> <p>① (略)</p> <p>(新設)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>監視設定において検知時の問題を効率的に切り分ける仕組み</u> ・ <u>監視にかかわるエスカレーションルールの統一化</u> ・ <u>作業プロセスに、記録・承認・点検の組み込み</u> ・ <u>システムの運用管理に係る業務の実施状況を文書にて記録し保管等</u> <p>⑦ <u>システム構成の管理の目的及び方針、適用範囲を定めているか。また、以下のような点について、構成の把握を行い、管理の有効性を確認しているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>物理資源（ハードウェア、ネットワーク、サーバー、PC等）</u> ・ <u>論理資源（ライセンス、ソフトウェア、接続構成等）</u> ・ <u>クラウドサービス、第三者への委託業務等</u> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ 現行システムの仕組みに精通し、システム企画・開発・運用管理について専門性を持った人材を確保しているか。 <u>なお、現行システムの仕組み及び開発技術の継承並びに専門性を持った人材の育成のための具体的な計画を策定し、実施しているか。</u></p> <p>(7) システム監査</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>システム監査の対象は、業務全体をリスク評価し、リスクベースで選定しているか。</u></p> <p>③ <u>システム監査の結果は、適切に取締役会に報告されているか。また、監査対象部門は、監査部門からフィードバックを受け、監査結果に応じた改善が行なわれているか。</u></p> <p>(8) 外部委託管理</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>クラウドサービスなど外部サービスを利用する場合には、利用するサービスに応じたリスクを検討し、対策を講じているか。例えば、以下のような点を実施しているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>重要なデータを処理・保存する拠点の把握</u>

改正前	改正後
<p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 重要な外部委託先に対して、内部監査部門又はシステム監査人等による監査の実施や、委託先の内部統制に関する報告書を入手しているか。</p> <p>「委託先の内部統制に関する報告書」とは、例えば、日本公認会計士協会において公表している監査・保証実務委員会実務指針第86号「委託業務に係る内部統制の保証報告書」等が考えられる。</p> <p>(9) コンティンジェンシープラン</p> <p>① コンティンジェンシープランが策定され、緊急時体制が構築されているか。</p> <p>② (略)</p> <p>③ コンティンジェンシープランの策定に当たっては、災害による緊急事態を想定するだけでなく、仮想通貨交換業者の内部又は外部に起因するシステム障害等も想定しているか。</p> <p>また、<u>バッチ処理が大幅に遅延した場合など、十分なリスクシナリオを想定しているか。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ コンティンジェンシープランに基づく訓練を定期的実施しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>監査権限・モニタリング権限等の契約書への反映</u> ・ <u>保証報告書の入手・評価 等</u> <p>③～⑤ (略)</p> <p>⑥ 重要な外部委託先に対して、内部監査部門又はシステム監査人等による監査の実施や、委託先の内部統制に関する報告書を入手しているか。</p> <p>「委託先の内部統制に関する報告書」とは、例えば、日本公認会計士協会において公表している <u>IT委員会実務指針第7号「受託業務のセキュリティ・可用性・処理のインテグリティ・機密保持及びプライバシーに係る内部統制の保証報告書」</u>や、<u>監査・保証実務委員会実務指針第86号「受託業務に係る内部統制の保証報告書」</u>等が考えられる。</p> <p>(9) コンティンジェンシープラン</p> <p>① <u>コンティンジェンシープランが策定され、計画に沿った手順書が整備されているか。</u></p> <p>また、<u>重要な外部委託先も含めた緊急時体制が構築されているか。</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ コンティンジェンシープランの策定に当たっては、災害による緊急事態を想定するだけでなく、仮想通貨交換業者の内部又は外部に起因するシステム障害等も想定しているか。</p> <p>また、<u>以下のようなリスクを想定した十分なリスクシナリオとなっているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>サイバー攻撃</u> ・ <u>災害、パンデミック</u> ・ <u>システム障害</u> ・ <u>情報漏えい事案 等</u> <p>④ (略)</p> <p>⑤ コンティンジェンシープランに基づく訓練を定期的実施しているか。</p> <p>また、<u>訓練結果を踏まえ、コンティンジェンシープランの見直</u></p>

改正前	改正後
<p>なお、コンティンジェンシープランに基づく訓練は、全社レベルで行い、外部委託先等と合同で、実施することが望ましい。</p> <p>⑥ 業務への影響が大きい重要なシステムについては、オフサイトバックアップシステム等を事前に準備し、災害、システム障害等が発生した場合に、速やかに業務を継続できる態勢を整備しているか。</p> <p>(10) 障害発生時等の対応</p> <p>① システム障害等が発生した場合に、利用者に対し、無用の混乱を生じさせないよう適切な措置を講じているか。 また、システム障害等の発生に備え、最悪のシナリオを想定した上で、必要な対応を行う態勢となっているか。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 業務に重大な影響を及ぼすシステム障害等が発生した場合に、速やかに代表取締役をはじめとする取締役に報告するとともに、報告に当たっては、最悪のシナリオの下で生じうる最大リスク等を報告する態勢(例えば、利用者に重大な影響を及ぼす可能性がある場合、報告者の判断で過小報告することなく、最大の可能性を速やかに報告すること)となっているか。 また、必要に応じて、対策本部を立ち上げ、代表取締役等自らが適切な指示・命令を行い、速やかに問題の解決を図る態勢となっているか。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ システム障害等が発生した場合、障害の内容・発生原因、復旧見込等について公表するとともに、顧客からの問い合わせに的確に対応するため、必要に応じ、コールセンターや相談窓口の設置、<u>認定資金決済事業者協会</u>の協会員の場合には同協会に対応を依頼するなどの措置を迅速に行っているか。 また、システム障害等の発生に備え、関係業務部門への情報提供方法、内容が明確になっているか。</p>	<p><u>し・拡充等を計画的に実施する態勢を整備しているか。</u></p> <p>なお、コンティンジェンシープランに基づく訓練は、全社レベルで行い、外部委託先等と合同で、実施することが望ましい。</p> <p>⑥ 業務への影響が大きい重要なシステムについては、オフサイトバックアップシステム等を事前に準備し、災害、システム障害等が発生した場合に、速やかに業務を継続できる態勢を整備しているか。 <u>また、定期的にデータのバックアップを取るなど、データがき損した場合に備えた措置を取っているか。</u></p> <p>(10) 障害発生時等の対応</p> <p>① システム障害等の発生に備え、最悪のシナリオを想定した上で、必要な対応を行う態勢となっているか。 また、システム障害等が発生した場合に、利用者への影響を最小化するような措置を講じているか。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 業務に重大な影響を及ぼすシステム障害等が発生した場合に、速やかに代表取締役をはじめとする取締役に報告するとともに、報告に当たっては、最悪のシナリオの下で生じ得る最大リスク等を報告する態勢(例えば、利用者に重大な影響を及ぼす可能性がある場合、報告者の判断で過小報告することなく、最大の可能性を速やかに報告すること)となっているか。 また、必要に応じて、対策本部を立ち上げ、代表取締役等自らが適切な指示・命令を行い、速やかに問題の解決を図る態勢となっているか。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ システム障害等が発生した場合、障害の内容・発生原因、復旧見込等について公表するとともに、顧客からの問い合わせに的確に対応するため、必要に応じ、コールセンターや相談窓口の設置、協会の協会員の場合には同協会に対応を依頼するなどの措置を迅速に行っているか。 また、システム障害等の発生に備え、関係業務部門への情報提供方法、内容が明確になっているか。</p>

改正前	改正後
<p>⑥ システム障害等の発生原因の究明、復旧までの影響調査、改善措置、再発防止策等を的確に講じているか。 また、システム障害等の原因等の定期的な傾向分析を行い、それに応じた対応策をとっているか。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>(参考) (略)</p> <p>Ⅱ-2-3-1-3 システム障害等が発生した場合の対応 コンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発生を認識次第、直ちに、その事実を当局宛てに報告を求めるとともに、「障害発生等報告書」(別紙様式1)にて当局宛て報告を求めるとする。また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めるとする。ただし、障害原因の解明がされていない場合でも1か月以内に現状について行うこととする。 なお、財務局は仮想通貨交換業者より報告があった場合は直ちに金融庁担当課室宛て連絡することとする。</p> <p>①~③ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>⑥ システム障害等の発生原因の究明、復旧までの影響調査、改善措置、<u>根本原因分析を踏まえた再発防止策等を的確に講じているか。</u> また、<u>システム障害記録台帳等を作成し、システム障害等の原因等の定期的な傾向分析を行い、それに応じた対応策をとっているか。</u></p> <p>⑦ (略)</p> <p>(参考) (略)</p> <p>Ⅱ-2-3-1-3 システム障害等が発生した場合の対応 コンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発生を認識次第、直ちに、その事実を当局宛てに報告を求めるとともに、「障害発生等報告書」(別紙様式1)にて当局宛て報告を求めるとする。また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めるとする。ただし、障害原因の解明がされていない場合でも1か月以内に現状について報告を行うこととする。 なお、財務局は仮想通貨交換業者より報告があった場合は直ちに金融庁担当課室宛て連絡することとする。</p> <p>①~③ (略)</p> <p>Ⅱ-2-3-1-4 システムの更新・統合時等の対応 <u>重要なシステムの更新・統合等を行う時は、必要に応じ、法第63条の15に基づく報告を求め、計画及び進捗状況、プロジェクトマネジメントの適切性・実効性等について確認を行い、重大な問題があると認められる場合には、法第63条の16に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。</u></p>
<p>Ⅱ-2-3-2 事務リスク管理 Ⅱ-2-3-2-1 意義 (略)</p> <p>Ⅱ-2-3-2-2 主な着眼点 (1) 事務リスク管理態勢</p>	<p>Ⅱ-2-3-2 事務リスク管理 Ⅱ-2-3-2-1 意義 (略)</p> <p>Ⅱ-2-3-2-2 主な着眼点 (1) 事務リスク管理態勢</p>

改正前	改正後
<p>① (略)</p> <p>② 事務リスクを軽減することの重要性を認識し、事務リスク軽減のための具体的な方策を講じているか。</p> <p>③ 事務部門は、十分にけん制機能が発揮されるよう体制が整備されているか。また、事務に係る諸規定が明確に定められているか。</p> <p>④ 本人確認事務、「疑わしい取引」の届出事務等の重要な法務コンプライアンス問題を、単なる事務処理の問題と捉えるにとどまらず、全社的に取り組むべき法務コンプライアンスの問題としての処理を行っているか。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) 内部監査態勢 (略)</p> <p>(3) 営業所のリスク管理態勢 (略)</p>	<p>① (略)</p> <p>② 事務リスクを軽減することの重要性を認識し、事務リスク軽減のための具体的な方策を講じているか。<u>例えば、事務部門による事故・不正等を防止するために、システムによるチェック機能や、複数の担当者によるチェック体制を設けるなどが考えられる。</u></p> <p>③ 事務部門は、十分にけん制機能が発揮されるよう体制が整備されているか。また、事務に係る諸規程が明確に定められているか。</p> <p>④ 取引時確認事務、「疑わしい取引」の届出事務等の重要な法務コンプライアンス問題を、単なる事務処理の問題と捉えるにとどまらず、全社的に取り組むべき法務コンプライアンスの問題としての処理を行っているか。</p> <p>⑤ <u>仮想通貨交換業者の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことによって、業務の適正かつ確実な遂行が確保されない事態が発生した場合には、本事務ガイドラインⅡ-2-1-4（不祥事件に対する監督上の対応）に基づいて、不祥事件として必要な届出及び対応を行っているか。</u></p> <p>(2) 内部監査態勢 (略)</p> <p>(3) 営業所のリスク管理態勢 (略)</p>
<p>Ⅱ-2-3-3 外部委託 Ⅱ-2-3-3-1 意義 (略)</p> <p>Ⅱ-2-3-3-2 主な着眼点 ① (略) <u>(新設)</u></p>	<p>Ⅱ-2-3-3 外部委託 Ⅱ-2-3-3-1 意義 (略)</p> <p>Ⅱ-2-3-3-2 主な着眼点 ① (略) ② <u>仮想通貨交換業者の業務内容・規模に照らして十分なレベルのサービスの提供を行い得るか、契約に沿ったサービス提供その他契約上の義務の履行が可能か等の観点から、委託先の選定を行っている</u></p>

改正前	改正後
<p>② (略)</p> <p>③ 委託契約によっても当該仮想通貨交換業者と利用者との間の権利義務関係に変更がなく、利用者に対しては、当該仮想通貨交換業者自身が業務を行ったものと同様の権利が確保されていることが明らかとなっているか。</p> <p>(注) 外部委託には、形式上、外部委託契約が結ばれていなくともその実態において外部委託と同視しうる場合や当該外部委託された業務等が海外で行われる場合も含む。</p> <p>④～⑩ (略)</p>	<p>か。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 委託契約によっても当該仮想通貨交換業者と利用者との間の権利義務関係に変更がなく、利用者に対しては、当該仮想通貨交換業者自身が業務を行ったものと同様の権利が確保されていることが明らかとなっているか。</p> <p>(注) 外部委託には、形式上、外部委託契約が結ばれていなくともその実態において外部委託と同視し得る場合や当該外部委託された業務等が海外で行われる場合も含む。</p> <p>⑤～⑪ (略)</p>
<p>Ⅱ－４ 外国仮想通貨交換業者に対する基本的考え方</p> <p>Ⅱ－４－１ 外国仮想通貨交換業者の勧誘の禁止</p> <p>外国仮想通貨交換業者（法に基づく登録を受けた者を除く。以下、Ⅱ－４－２において同じ）は、法令に別段の定めがある場合を除き、国内にある者に対して、仮想通貨交換業に係る取引の勧誘をしてはならない。</p> <p>Ⅱ－４－２ 外国仮想通貨交換業者によるインターネット等を利用したクロスボーダー取引 (略)</p>	<p>Ⅱ－４ 外国仮想通貨交換業者に対する基本的考え方</p> <p>Ⅱ－４－１ 外国仮想通貨交換業者の勧誘の禁止</p> <p>外国仮想通貨交換業者（法に基づく登録を受けた者を除く。以下、Ⅱ－４－２において同じ）は、法令に別段の定めがある場合を除き、国内にある者に対して、仮想通貨交換業に係る取引の勧誘をしてはならない。</p> <p><u>(注) 外国仮想通貨交換業者を含め、海外に存在する事業者が国内にある者との間で仮想通貨の交換等を業として行う場合、当該事業者の行為は、仮想通貨交換業に該当することに留意する。</u></p> <p>Ⅱ－４－２ 外国仮想通貨交換業者によるインターネット等を利用したクロスボーダー取引 (略)</p>
<p>Ⅲ 仮想通貨交換業者の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－１ 一般的な事務処理等</p> <p>Ⅲ－１－１ 仮想通貨交換業者に対するヒアリング</p> <p>財務局は、検査の指摘事項に対する改善報告などの各種報告や仮想</p>	<p>Ⅲ 仮想通貨交換業者の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－１ 一般的な事務処理等</p> <p>Ⅲ－１－１ 仮想通貨交換業者に対するヒアリング</p> <p><u>金融庁及び財務局は、検査の指摘事項に対する改善報告などの各種</u></p>

改正前	改正後
<p>通貨交換業者に対する苦情等の状況等から、利用者の利益の保護や仮想通貨交換業者の業務の適正かつ確実な遂行の確保のため必要と認められる場合は、仮想通貨交換業者に対して、法令等遵守状況等に関する深度あるヒアリングを行うものとする。<u>また、必要に応じ、財務局幹部による経営陣に対するトップヒアリングを実施するものとする。</u></p> <p>なお、ヒアリング及び問題の検証に当たっては、当該問題がどのような背景や土壌から発生し、どのようなリスクを孕んでいるかなど、問題の本質を探究するとともに、仮想通貨交換業者の自覚と自主的な改善につながるよう有意義な監督事務の履行に十分配慮するものとする。</p>	<p>報告や仮想通貨交換業者に対する苦情等の状況等から、利用者の利益の保護や仮想通貨交換業者の業務の適正かつ確実な遂行の確保のため必要と認められる場合は、仮想通貨交換業者に対して、法令等遵守状況等に関する深度あるヒアリングを行うものとする。</p> <p>なお、ヒアリング及び問題の検証に当たっては、当該問題がどのような背景や土壌から発生し、どのようなリスクを孕んでいるかなど、問題の本質を探究するとともに、仮想通貨交換業者の自覚と自主的な改善につながるよう有意義な監督事務の履行に十分配慮するものとする。</p>
<p>Ⅲ－１－２ オフサイト・モニタリング</p> <p>財務局は、<u>必要に応じ、金融庁担当課室と連携をとりながら、以下の事項等について、提出された資料等の検証などにより、実態の把握に努めるものとする。</u></p> <p>なお、オフサイト・モニタリングの具体的な実施に当たっては、<u>金融庁担当課室から事務年度当初に監督に係る重点事項等を財務局に示すこととし、これを踏まえ、行うものとする。</u></p> <p>①～⑤ (略)</p>	<p>Ⅲ－１－２ オフサイト・モニタリング</p> <p>金融庁及び財務局は、以下の事項等について、提出された資料等の検証などにより、実態の把握に努めるものとする。</p> <p>なお、オフサイト・モニタリングの具体的な実施に当たっては、<u>本事務ガイドラインの着眼点を補足・敷衍し、事業者との対話を円滑に実施するためのツールである「仮想通貨交換業者の登録審査に係る質問票」のほか、協会の定める自主規制規則の内容を踏まえるものとする。</u></p> <p>①～⑤ (略)</p>
<p>Ⅲ－１－３ 苦情対応等</p> <p>(1) 基本的な対応</p> <p>仮想通貨交換業者に関する相談・苦情等に対しては、金融庁にあっては金融サービス利用者相談室が、各財務局にあっては担当課室が、第一義的な受付窓口となるが、申出人に対しては、当局は個別取引に関してあっせん等を行う立場にないことを説明するとともに、必要に応じ、法に基づき相談・苦情等への対応を行う機関として、指定ADR機関又は認定資金決済事業者協会を紹介するものとする。</p>	<p>Ⅲ－１－３ 苦情対応等</p> <p>(1) 基本的な対応</p> <p>仮想通貨交換業者に関する相談・苦情等に対しては、金融庁にあっては金融サービス利用者相談室が、各財務局にあっては担当課室が、第一義的な受付窓口となるが、申出人に対しては、当局は個別取引に関してあっせん等を行う立場にないことを説明するとともに、必要に応じ、法に基づき相談・苦情等への対応を行う機関として、指定ADR機関又は協会を紹介するものとする。</p> <p>なお、寄せられた相談・苦情等のうち、申出人が仮想通貨交換業</p>

改正前	改正後
<p>なお、寄せられた相談・苦情等のうち、申出人が仮想通貨交換業者側への情報提供について承諾している場合には、原則として、監督部局において、当該仮想通貨交換業者への情報提供を行うこととする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 仮想通貨交換業者が取り扱うことが必ずしも適切でない仮想通貨の情報に係る取扱い</p> <p>監督部局においては、<u>認定資金決済事業者協会等から仮想通貨交換業者が取り扱うことが必ずしも適切でない仮想通貨の情報</u>を入手した場合には、必要に応じて、関係当局への連絡を行うものとする。</p> <p>取り扱うことが必ずしも適切でない仮想通貨とは、例えば、当該仮想通貨の用途（詐欺的に利用されていることが明らかな場合）等の観点から個別具体的に判断することが考えられる。</p>	<p>者側への情報提供について承諾している場合には、原則として、監督部局において、当該仮想通貨交換業者への情報提供を行うこととする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 仮想通貨交換業者が取り扱うことが必ずしも適切でない仮想通貨の情報に係る取扱い</p> <p>監督部局においては、協会等から仮想通貨交換業者が取り扱うことが必ずしも適切でない仮想通貨の情報を入手した場合には、必要に応じて、関係当局への連絡を行うものとする。</p> <p>取り扱うことが必ずしも適切でない仮想通貨とは、例えば、当該仮想通貨の用途（詐欺的に利用されていることが明らかな場合）等の観点から、「<u>I-1-2-3 取り扱う仮想通貨の適切性の判断基準</u>」を参考に、個別具体的に判断することが考えられる。</p>
<p>Ⅲ-1-4 無登録業者への対応</p> <p>(1) 無登録業者等の実態把握等</p> <p>利用者からの苦情、捜査当局からの照会、仮想通貨交換業者・<u>認定資金決済事業者協会等からの情報提供又は新聞やインターネット広告等から、無登録で仮想通貨交換業を行っている者</u>（以下「無登録業者等」という。）を把握した場合は、警察や地域の消費生活センター等への照会、無登録業者等への直接確認（電話やメール等の確認等、問合せの方法は問わない）等により、積極的にその実態把握に努めるものとする。</p> <p>特に、利用者から苦情等があった場合や捜査当局から照会があった場合は、その対応のみに留まることのないよう十分留意するものとする。</p> <p>(2) 無登録業者等に係る対応について</p> <p>無登録業者等に関する情報を入手した場合、被害の拡大を防ぐ観点から下記のような対応に努めることとする。</p> <p>① 苦情等の受付</p>	<p>Ⅲ-1-4 無登録業者への対応</p> <p>(1) 無登録業者等の実態把握等</p> <p>利用者からの苦情、捜査当局からの照会、仮想通貨交換業者・協会等からの情報提供又は新聞やインターネット広告等から、<u>無登録で仮想通貨交換業を行っていると思われる者</u>（以下「無登録業者等」という。）を把握した場合は、警察や地域の消費生活センター等への照会、無登録業者等への直接確認（電話やメール等の確認等、問合せの方法は問わない）等により、積極的にその実態把握に努めるものとする。</p> <p>特に、利用者から苦情等があった場合や捜査当局から照会があった場合は、その対応のみに留まることのないよう十分留意するものとする。</p> <p>(2) 無登録業者等に係る対応について</p> <p>無登録業者等に関する情報を入手した場合、被害の拡大を防ぐ観点から下記のような対応に努めることとする。</p> <p>① 苦情等の受付</p>

改正前	改正後
<p>(略)</p> <p>② 無登録で仮想通貨交換業務を行っていることが判明した場合 (略)</p> <p>③ 無登録で業を行っているとは断定するまでには至らない場合</p> <p>実態把握の結果、当該業者が無登録で業を行っているとは判明するまでには至らない場合であっても、行っているおそれがあると判断される場合には、別紙様式5により文書による照会を行う。</p> <p>④・⑤ (略)</p>	<p>(略)</p> <p>② 無登録で仮想通貨交換業を行っていることが判明した場合 (略)</p> <p>③ 無登録で<u>仮想通貨交換業</u>を行っているとは断定するまでには至らない場合</p> <p>実態把握の結果、当該業者が無登録で<u>仮想通貨交換業</u>を行っているとは判明するまでには至らない場合であっても、行っているおそれがあると判断される場合には、別紙様式5により文書による照会を行う。</p> <p>④・⑤ (略)</p>
<p>Ⅲ－１－７ 認定資金決済事業者協会との連携等</p> <p>仮想通貨交換業者の監督に当たっては、法令上の規制と併せて<u>認定資金決済事業者協会</u>（以下「協会」という。）の定める規則を重視する必要がある。また、協会は、自主規制規則の制定、会員に対する法令等遵守状況等の調査・指導、利用者からの苦情解決など、重要な役割を担っている。</p> <p>仮想通貨交換業者の監督に当たっては、協会と適切な連携を図る必要があることから、以下に留意するものとする。</p> <p>(1) 会員である仮想通貨交換業者に対して、効率的かつ実効性のある監督を行う観点から、協会が実施した会員に対する調査、監査及び改善指導等について、随時、ヒアリングを行う。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>Ⅲ－１－７ 認定資金決済事業者協会との連携等</p> <p>仮想通貨交換業者の監督に当たっては、法令上の規制と併せて協会の定める規則を重視する必要がある。また、協会は、自主規制規則の制定、会員に対する法令等遵守状況等の調査・指導、利用者からの苦情解決など、重要な役割を担っている。</p> <p>仮想通貨交換業者の監督に当たっては、協会と適切な連携を図る必要があることから、以下に留意するものとする。</p> <p>(1) 会員である仮想通貨交換業者に対して、効率的かつ実効性のある監督を行う観点から、協会が実施した会員に対する調査、監査及び改善指導等（<u>仮想通貨の適切性の審査等に係る検証結果等の内容を含む。</u>）について、随時、ヒアリングを行う。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>
<p>Ⅲ－２ 諸手続</p> <p>Ⅲ－２－１ 登録の申請、届出書の受理等</p> <p>仮想通貨交換業の登録の申請並びに変更及び登録簿の縦覧等の事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。</p>	<p>Ⅲ－２ 諸手続</p> <p>Ⅲ－２－１ 登録の申請、届出書の受理等</p> <p>仮想通貨交換業の登録の申請並びに変更及び登録簿の縦覧等の事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。</p>

改正前	改正後
<p>(1) 登録申請書、届出書の受理 (略)</p> <p>(2) 登録の申請の審査</p> <p>① 法第 63 条の 5 第 1 項第 3 号の財産的基礎の審査に当たっては、次のとおり取り扱うものとする。 (注) (略) イ・ロ (略)</p> <p>ハ. 収支見通しについて、競合者の参入、システムの陳腐化等、環境の悪化に伴う対応方策が確立しており、その場合でも一定の収益を見込めるような計画となっているか。なお、仮想通貨交換業において損失が生じた場合に、申請者が他に営んでいる事業による収益等によって補填がなされる等、仮想通貨交換業の継続可能性に影響を及ぼすと考えられる特段の事情がある場合には、当該事情を考慮するものとする。</p> <p>② 法第 63 条の 5 第 1 項第 4 号に規定する「仮想通貨交換業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない法人」であるかどうか及び同項第 5 号「この章の規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていない法人」であるかどうかの審査に当たっては、<u>登録申請書及び添付書類をもとに、ヒアリング及び実地調査等により検証し、特に以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>イ. <u>社内規則等及び本事務ガイドラインⅡ-1 (経営管理等) 並び</u></p>	<p>(1) 登録申請書、届出書の受理 (略)</p> <p>(2) 登録の申請の審査 <u>登録申請の審査 (事前相談を含む。以下同じ。) に当たっては、「仮想通貨交換業者の登録審査プロセス」(金融庁ホームページ参照) に基づき、実質面を重視した深度ある審査を行うこととする。</u> <u>具体的には、事業者のビジネスプラン及びそれに応じた実効的な内部管理態勢や、利用者保護を優先したガバナンス態勢の整備状況について、書面やエビデンスでの確認、現場訪問による検証及び役員ヒアリング等を行う。その際、本事務ガイドラインの着眼点を補足・敷衍し、事業者との対話を円滑に実施するためのツールとして「仮想通貨交換業者の登録審査に係る質問票」を活用することとする。</u></p> <p>① 法第 63 条の 5 第 1 項第 3 号の財産的基礎の審査に当たっては、次のとおり取り扱うものとする。 (注) (略) イ・ロ (略)</p> <p>ハ. 収支見通しについて、競合者の参入、システムの陳腐化等、環境の悪化に伴う対応方策が確立しており、その場合でも一定の収益を見込めるような計画となっているか<u>を確認するものとする。</u>なお、仮想通貨交換業において損失が生じた場合に、申請者が他に営んでいる事業による収益等によって補填がなされる等、仮想通貨交換業の継続可能性に影響を及ぼすと考えられる特段の事情がある場合には、当該事情を考慮するものとする。</p> <p>② 法第 63 条の 5 第 1 項第 4 号に規定する「仮想通貨交換業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない法人」であるかどうか及び同項第 5 号「この章の規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていない法人」であるかどうかの審査に当たっては、以下の点に留意するものとする。</p> <p>イ. 本事務ガイドラインⅡ-1 (経営管理等) 及びⅡ-2 (業務の</p>

改正前	改正後
<p>にⅡ－２－１（法令等遵守）からⅡ－２－４（障害者への対応）までに掲げた主な着眼点について、例えば、クロスボーダー取引や現金の受払いの有無など、当該仮想通貨交換業者の規模・特性等からみて、適切に対応するための態勢が整備されているか。</p> <p>特に、組織態勢の確認に当たっては、法令等遵守のための態勢を含め、相互けん制機能が有効に機能する内部管理部門の態勢（業容に応じて、内部監査態勢）が整備されているか。</p> <p>ロ.（略）</p> <p>ハ. 内閣府令第6条第11号に規定する取り扱う仮想通貨の<u>妥当性</u>等の判断に当たっては、その判断に専門性を要するほか、詐欺的な仮想通貨もあることから、仮想通貨交換業者・協会等から提供を受けた情報等を考慮し<u>判断</u>されているか。</p> <p>二.（略）</p> <p>(3)～(7)（略）</p>	<p><u>適切性等</u>)に掲げた主な着眼点について、例えば、クロスボーダー取引や現金の受払いの有無など、当該仮想通貨交換業者の<u>事業内容や事業計画（規模・特性等を含む。）</u>からみて、適切に対応するための態勢が整備され、<u>その実効性が確保</u>されているか。</p> <p>特に、組織態勢の確認に当たっては、法令等遵守のための態勢を含め、相互けん制機能が有効に機能する内部管理態勢（業容に応じた内部監査態勢を含む。）が整備されているか。</p> <p>ロ.（略）</p> <p>ハ. 内閣府令第6条第11号に規定する取り扱う仮想通貨の<u>適切性</u>等の判断に当たっては、その判断に専門性を要するほか、詐欺的な仮想通貨もあることから、仮想通貨交換業者・協会等から提供を受けた情報等を考慮し、<u>本事務ガイドラインⅡ－１－２⑧</u>に掲げた仮想通貨の取扱いの適否にかかる審査（取扱開始後の見直しを含む。）が的確に行われているか。</p> <p>二.（略）</p> <p>(3)～(7)（略）</p>
<p>Ⅲ－２－２ 法第63条の14に基づく報告書について</p> <p>(1) 法第63条の14第1項に基づく報告書について</p> <p>（略）</p> <p>① 資金計画など、登録申請時に確認した事項を参照しつつ、報告内容を検証した上で、両者に著しい乖離が見られる場合には、当該仮想通貨交換業者に対するヒアリング等を通じて、経営実態を確認するものとする。</p> <p>② （略）</p> <p>(2)・(3)（略）</p>	<p>Ⅲ－２－２ 法第63条の14に基づく報告書について</p> <p>(1) 法第63条の14第1項に基づく報告書について</p> <p>（略）</p> <p>① <u>経営計画</u>や資金計画など、登録申請時に確認した事項を参照しつつ、報告内容を検証した上で、両者に著しい乖離が見られる場合には、当該仮想通貨交換業者に対するヒアリング等を通じて、経営実態を確認するものとする。</p> <p>② （略）</p> <p>(2)・(3)（略）</p>

改正前	改正後
<p>Ⅲ－２－３ 廃止等の取扱い</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上記(1)の報告書の提出があったときは、法第 63 条の 15 の規定に基づき、当該仮想通貨交換業者による廃止しようとする仮想通貨交換業として行う仮想通貨の交換等に関し負担する債務の履行が完了した場合及びそれまでの間に連絡先又は商号の変更がある場合には、遅滞なくその旨報告することを命ずるものとする。</p> <p>(3) 法第 63 条の 20 第 1 項第 1 号の規定に基づき仮想通貨交換業者より廃止等届出書が提出された場合（事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により、当該業務の承継が行われた場合に限る）には、当該廃止等届出書の提出を受けた財務局長は、当該事業の譲渡先の仮想通貨交換業者の届出を受理又は登録を行っている財務局長に対し、別紙様式 15 により作成した事業譲渡通知書に、当該廃止等届出書、仮想通貨交換業者登録簿のうち当該届出者に係る部分の写し及び直前基準日の利用者財産の管理に関する報告書の写しを送付するものとする。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>Ⅲ－２－３ 廃止等の取扱い</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上記(1)の報告書の提出があったときは、法第 63 条の 15 の規定に基づき、当該仮想通貨交換業者による廃止しようとする仮想通貨交換業として行う仮想通貨の交換等に関し負担する債務の履行が完了した場合及びそれまでの間に連絡先又は商号の変更がある場合には、遅滞なくその旨報告することを命ずるほか、<u>利用者保護を図るために必要な場合には、その債務の履行状況を定期的に報告することを命ずるものとする。</u></p> <p>(3) 法第 63 条の 20 第 1 項第 1 号の規定に基づき仮想通貨交換業者より廃止等届出書が提出された場合（事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により、当該業務の承継が行われた場合に限る。）には、当該廃止等届出書の提出を受けた財務局長は、当該事業の譲渡先の仮想通貨交換業者の届出を受理又は登録を行っている財務局長に対し、別紙様式 15 により作成した事業譲渡通知書に、当該廃止等届出書、仮想通貨交換業者登録簿のうち当該届出者に係る部分の写し及び直前基準日の利用者財産の管理に関する報告書の写しを送付するものとする。</p> <p>(4) (略)</p>
<p>Ⅲ－３ 行政処分を行う際の留意点</p> <p>監督部局が行う主要な不利益処分（行政手続法第 2 条第 4 号にいう不利益処分をいう。以下同じ。）としては、①法第 63 条の 16 に基づく業務改善命令、②法第 63 条の 17 に基づく業務停止命令、③法第 63 条の 17 に基づく登録取消し等があるが、これらの発動に関する基本的な事務の流れを例示すれば、以下のとおりである。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法第 63 条の 16 又は法第 63 条の 17 第 1 項に基づき業務改善命令、</p>	<p>Ⅲ－３ 行政処分を行う際の留意点</p> <p>監督部局が行う主要な不利益処分（行政手続法第 2 条第 4 号にいう不利益処分をいう。以下同じ。）としては、①法第 63 条の 16 に基づく業務改善命令、②法第 63 条の 17 に基づく業務停止命令、③法第 63 条の 17 に基づく登録取消し等があるが、これらの発動に関する基本的な事務の流れを例示すれば、以下のとおりである。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法第 63 条の 16 又は法第 63 条の 17 第 1 項に基づき業務改善命令、</p>

改正前	改正後
<p>業務停止命令、登録取消し</p> <p>検査結果やオフサイト・モニタリング等への対応として、報告内容（追加報告を含む。）を検証した結果、利用者の利益の保護に関し重大な問題があると認められる場合等においては、以下①から③までに掲げる要素を勘案するとともに、他に考慮すべき要素がないかどうかを吟味した上で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改善に向けた取組みを仮想通貨交換業者の自主性に委ねることが適切かどうか、 ・ 改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、 ・ 業務を継続させることが適切かどうか、 <p>等の点について検討を行い、最終的な行政処分の内容を決定することとする。</p> <p>① 当該行為の重大性・悪質性 （略）</p> <p>② 当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性 イ・ロ（略） <u>（新設）</u></p> <p>ハ.（略）</p> <p>③ 軽減事由 （略）</p> <p>(4)・(5)（略）</p>	<p>業務停止命令、登録取消し</p> <p>検査結果やオフサイト・モニタリング等への対応として、報告内容（追加報告を含む。）を検証した結果、利用者の利益の保護に関し重大な問題があると認められる場合等においては、以下①から③までに掲げる要素を勘案するとともに、他に考慮すべき要素がないかどうかを吟味した上で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改善に向けた取組みを仮想通貨交換業者の自主性に委ねることが適切かどうか、 ・ 改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、 ・ 業務を継続させることが適切かどうか、 <p>等の点について検討を行い、最終的な行政処分の内容を決定することとする。</p> <p>① 当該行為の重大性・悪質性 （略）</p> <p>② 当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性 イ・ロ（略） <u>ハ. コンプライアンス部門や内部管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。</u></p> <p>二.（略）</p> <p>③ 軽減事由 （略）</p> <p>(4)・(5)（略）</p>
<p>Ⅲ－５ 意見交換制度</p> <p>不利益処分が行われる場合、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続きとは別に、仮想通貨交換業者からの求めに応じ、監督当局と仮想通貨交換業者との間で、複数のレベルにおける意見交換を行うことで、行おうとする処分の原因となる事実及びその重大性等についての認識の共有を図ることが有益である。</p>	<p>Ⅲ－５ 意見交換制度</p> <p>不利益処分が行われる場合、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続きとは別に、仮想通貨交換業者からの求めに応じ、監督当局と仮想通貨交換業者との間で、複数のレベルにおける意見交換を行うことで、行おうとする処分の原因となる事実及びその重大性等についての認識の共有を図ることが有益である。</p>

改正前	改正後
<p>法第 63 条の 15 第 1 項に基づく報告徴収に係るヒアリング等の過程において、自社に対して不利益処分が行われる可能性が高いと認識した仮想通貨交換業者から、監督当局の幹部と当該仮想通貨交換業者の幹部との間の意見交換の機会の設定を求められた場合（注）であって、監督当局が当該仮想通貨交換業者に対して聴聞又は弁明の機会の付与を伴う不利益処分を行おうとするときは、緊急に処分する必要がある場合を除き、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行う前に、行おうとする不利益処分の原因となる事実及びその重大性等についての意見交換の機会を設けることとする。</p> <p><u>（新設）</u> （注）（略）</p>	<p>法第 63 条の 15 第 1 項に基づく報告徴収に係るヒアリング等の過程において、自社に対して不利益処分が行われる可能性が高いと認識した仮想通貨交換業者から、監督当局の幹部と当該仮想通貨交換業者の幹部との間の意見交換の機会の設定を求められた場合（注）であって、監督当局が当該仮想通貨交換業者に対して聴聞又は弁明の機会の付与を伴う不利益処分を行おうとするときは、緊急に処分する必要がある場合を除き、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行う前に、行おうとする不利益処分の原因となる事実及びその重大性等についての意見交換の機会を設けることとする。</p> <p><u>（注 1）監督当局の幹部の例：金融庁・財務局の担当課室長</u> <u>（注 2）（略）</u></p>
<p>Ⅲ－7 <u>関係当局・海外監督当局等への連絡</u></p> <p>報告徴収命令、業務改善命令若しくは業務停止命令を発出する又は登録の取消しの不利益処分をしようとする場合には、必要に応じて、関係当局・海外監督当局等への連絡を行うものとする。</p>	<p>Ⅲ－7 <u>関係当局・海外監督当局等との連携</u></p> <p><u>関係当局との連携に加え、仮想通貨に関する取引は、インターネットを通じてクロスボーダーで行うことが容易であることから、一国だけの対応には限界があり、国際的な協力が不可欠であることを踏まえ、仮想通貨及び仮想通貨交換業者の監督等に関する情報・知見・経験等について定期的又は随時に共有するなど、海外監督当局及び国際機関等と必要な連携を行うものとする。</u></p> <p>報告徴収命令、業務改善命令若しくは業務停止命令を発出する又は登録の取消しの不利益処分をしようとする場合には、必要に応じて、関係当局・海外監督当局等への連絡を行うものとする。</p>